

原子力発第20047号  
令和2年 5月18日

愛媛県知事  
中村 時 広 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
長 井 啓 介

伊方発電所2号機の廃止措置に関する事前協議内容の補正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社事業につきましては、平素から格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成30年10月10日に、原子力規制委員会へ伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を提出し、この内容について、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第9条に基づく事前協議の申し入れを行いました。

その後、令和元年11月27日、原子力規制委員会へ伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請の補正書を提出し、事前協議の内容についても補正いたしました。

今般、原子力規制における検査制度見直しに伴い、平成29年4月14日付けで核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が、令和2年1月23日付けで実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則が改正され、令和2年4月1日より施行されたことなどから、それらを反映し、本日、原子力規制委員会へ伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請の補正書を提出いたします。

つきましては、平成30年10月10日に申し入れを行いました伊方発電所2号機の廃止措置に関する事前協議の内容について、別紙のとおり補正を行いたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

別紙 前回補正（令和元年11月27日）からの主な変更

前回補正（令和元年11月27日）からの主な変更

- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更
  - ・ 「廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設」を「性能維持施設」と定義
  - ・ 補正前の添付書類六に記載している「性能維持施設」に関する説明事項を整理し、本文六および七として新規に追加するとともに、添付書類六の記載内容を充実
  - ・ 「品質保証」を「品質マネジメントシステム」に置き換え
  - ・ 補正前の添付書類九に記載している品質保証計画に関する説明事項を整理し本文十二として新規に追加するとともに、添付書類九の記載内容を充実
  
- その他
  - ・ 先行プラントの審査結果で反映が必要な事項等について、記載を明確化・適正化
  - ・ 審査状況を踏まえ、2号炉廃止措置の開始時期を2019年度から2020年度に変更することに伴い、完了時期を2058年度から2059年度に変更

原子力発第20045号  
令和2年 5月18日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内2番5号  
申請者名 四国電力株式会社  
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員  
長 井 啓 介

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書の補正について

平成30年10月10日付け、原子力発第18163号をもって申請（令和元年11月27日付け、原子力発第19290号で一部補正）しました伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を別添のとおり補正する。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書

(平成30年10月10日 原子力発第18163号をもって申請, 令和元年11月27日 原子力発第19290号で一部補正)の補正前後比較表

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書(平成30年10月10日 原子力発第18163号をもって申請, 令和元年11月27日 原子力発第19290号で一部補正)の記載事項中, 「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に, 「七 核燃料物質による汚染の除去」を「九 核燃料物質による汚染の除去」に, 「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に, 「九 廃止措置の工程」を「十一 廃止措置の工程」に読み替えるとともに, 補正前後比較表のとおり補正する。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
2	四 1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 廃止措置対象施設</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた2号炉の発電用原子炉及びその附属施設並びに平成30年5月25日付け原子力発第18065号をもって伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をした使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「使用済燃料乾式貯蔵容器」という。）及び使用済燃料乾式貯蔵建屋である。</p> <p>なお、1号炉のみとの共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設としての<u>保守管理を実施し、2号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。</u>3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設としての<u>保守管理を実施し、3号炉の発電用原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。</u>また、3号炉との共用施設は、2号炉の廃止措置終了後も3号炉の発電用原子炉施設として引き続き供用する。</p> <p>原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4.1表に、廃止措置対象施設を第4.2表に示す。</p>	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 廃止措置対象施設</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた2号炉の発電用原子炉及びその附属施設並びに平成30年5月25日付け原子力発第18065号をもって伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をした使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「使用済燃料乾式貯蔵容器」という。）及び使用済燃料乾式貯蔵建屋である。</p> <p>なお、1号炉のみとの共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設としての<u>施設管理を実施する。</u>3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設としての<u>施設管理を実施する。</u>また、3号炉との共用施設は、2号炉の廃止措置終了後も3号炉の発電用原子炉施設として引き続き供用する。</p> <p>原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4.1表に、廃止措置対象施設を第4.2表に示す。</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）の改正に伴う変更（法令記載内容の反映）</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																	
9	四 第4.1表 原子炉設置 許可及び原 子炉設置変 更許可の経 緯	<p>第4.1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月4日</td> <td>原規規発 第1710043号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月27日</td> <td>原規規発 第1806272号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設置)</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月12日</td> <td>原規規発 第1812123号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u>)</td> </tr> <tr> <td>平成31年1月16日</td> <td>原規規発 第1901165号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)	平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設置)	平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u> )	平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u> )	<p>第4.1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月4日</td> <td>原規規発 第1710043号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月27日</td> <td>原規規発 第1806272号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設置)</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月12日</td> <td>原規規発 第1812123号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u>)</td> </tr> <tr> <td>平成31年1月16日</td> <td>原規規発 第1901165号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u>)</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年1月29日</u></td> <td>原規規発 第2001295号</td> <td>3号原子炉施設の変更 (<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う有毒ガス の発生に対する防護方針の追加</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)	平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設置)	平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u> )	平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u> )	<u>令和2年1月29日</u>	原規規発 第2001295号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う有毒ガス の発生に対する防護方針の追加</u> )	<p>理由</p> <p>・許可の経緯追加</p>
許可年月日	許可番号	備考																																			
平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)																																			
平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設置)																																			
平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u> )																																			
平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u> )																																			
許可年月日	許可番号	備考																																			
平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置) (非常用ガスタービン発電機の設置)																																			
平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 (核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備(3系統 目)の設置)																																			
平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u> )																																			
平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u> )																																			
<u>令和2年1月29日</u>	原規規発 第2001295号	3号原子炉施設の変更 ( <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う有毒ガス の発生に対する防護方針の追加</u> )																																			

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																				
10	四 第4.2表 廃止措置対象施設	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設的一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>除染装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>※2</sup> 使用済燃料乾式貯蔵施設<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="4">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設備</td> <td>高压注入系</td> </tr> <tr> <td>低压注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家，焼却炉建家，雑固体処理建屋，屋内開閉所）を含む。                  ※2：1号又は3号炉との共用施設（一部共用を含む）。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	発電用原子炉施設的一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 <sup>※2</sup>	燃料移送装置 <sup>※2</sup>	除染装置 <sup>※2</sup>	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup> 使用済燃料乾式貯蔵施設 <sup>※2</sup>	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	加圧器	2次冷却設備	主蒸気管	蒸気タービン	主蒸気ダンプ系	主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁	非常用冷却設備	高压注入系	低压注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設的一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>除染装置<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>※3</sup> 使用済燃料乾式貯蔵施設<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="4">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ダンプ系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設備</td> <td>高压注入系</td> </tr> <tr> <td>低压注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家，焼却炉建家，雑固体処理建屋，屋内開閉所）を含む。                  ※2：1号炉のみとの共用施設（一部共用を含む）。                  ※3：当該施設のうち一部が3号炉との共用施設。                  ※4：当該施設のうち全てが3号炉との共用施設。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	発電用原子炉施設的一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 <sup>※3</sup>	燃料移送装置 <sup>※3</sup>	除染装置 <sup>※3</sup>	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 <sup>※3</sup> 使用済燃料乾式貯蔵施設 <sup>※4</sup>	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	加圧器	2次冷却設備	主蒸気管	蒸気タービン	主蒸気ダンプ系	主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁	非常用冷却設備	高压注入系	低压注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備	<p>・記載の明確化                  (1号，2号及び3号炉共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることの明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>																																																																																						
発電用原子炉施設的一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家																																																																																						
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																						
	燃料体	燃料集合体																																																																																						
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																						
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																																						
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 <sup>※2</sup>																																																																																						
		燃料移送装置 <sup>※2</sup>																																																																																						
		除染装置 <sup>※2</sup>																																																																																						
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																						
		使用済燃料貯蔵設備 <sup>※2</sup> 使用済燃料乾式貯蔵施設 <sup>※2</sup>																																																																																						
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																						
		1次冷却材ポンプ																																																																																						
		1次冷却材管																																																																																						
		加圧器																																																																																						
	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																						
		蒸気タービン																																																																																						
		主蒸気ダンプ系																																																																																						
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																						
	非常用冷却設備	高压注入系																																																																																						
		低压注入系																																																																																						
		蓄圧注入系																																																																																						
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																						
		余熱除去設備																																																																																						
原子炉補機冷却水設備																																																																																								
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>																																																																																						
発電用原子炉施設的一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家																																																																																						
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																						
	燃料体	燃料集合体																																																																																						
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																						
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																																						
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 <sup>※3</sup>																																																																																						
		燃料移送装置 <sup>※3</sup>																																																																																						
		除染装置 <sup>※3</sup>																																																																																						
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																						
		使用済燃料貯蔵設備 <sup>※3</sup> 使用済燃料乾式貯蔵施設 <sup>※4</sup>																																																																																						
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																						
		1次冷却材ポンプ																																																																																						
		1次冷却材管																																																																																						
		加圧器																																																																																						
	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																						
		蒸気タービン																																																																																						
		主蒸気ダンプ系																																																																																						
		主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁																																																																																						
	非常用冷却設備	高压注入系																																																																																						
		低压注入系																																																																																						
		蓄圧注入系																																																																																						
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																						
		余熱除去設備																																																																																						
原子炉補機冷却水設備																																																																																								

注) 下線及び点線枠は，補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																										
11	四 第4.2表 廃止措置対 象施設 (続き)	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御系 統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事 項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄 物の廃棄施 設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ガス圧縮装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ほう酸回収系<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液処理系<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理系<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">固体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>放水口<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ベイラ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射線管理 施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要 な設備</td> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器保管庫<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋外管理用の主要 な設備</td> <td>放射線監視設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>排気モニタ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>排水モニタ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>気象観測設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>敷地内外の固定モニタ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定 装置<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 記載されている設備が設置されている建家 (タービン建家, 焼却炉建家, 雑固体処理建屋, 屋内開閉所) を含む。                  ※2 : 1号又は3号炉との共用施設 (一部共用を含む)。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 <sup>※1</sup>	計測制御系 統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事 項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室 <sup>※2</sup>	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄物の廃棄 設備	ガス圧縮装置 <sup>※2</sup>	ガス減衰タンク <sup>※2</sup>	補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄 設備	ほう酸回収系 <sup>※2</sup>	廃液処理系 <sup>※2</sup>	洗浄排水処理系 <sup>※2</sup>	固体廃棄物の廃棄 設備	放水口 <sup>※2</sup>	ドラム詰装置 <sup>※2</sup>	ベイラ <sup>※2</sup>	雑固体焼却設備 <sup>※2</sup>	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>	放射線管理 施設	屋内管理用の主要 な設備	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※2</sup>	蒸気発生器保管庫 <sup>※2</sup>	屋外管理用の主要 な設備	放射線監視設備 <sup>※2</sup>	放射線管理設備 <sup>※2</sup>	排気モニタ <sup>※2</sup>	排水モニタ <sup>※2</sup>	気象観測設備 <sup>※2</sup>	敷地内外の固定モニタ <sup>※2</sup>	モニタリングカー <sup>※2</sup>	環境試料の分析装置及び放射能測定 装置 <sup>※2</sup>	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建家) 名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御系 統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事 項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>中央制御室<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄 物の廃棄施 設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ガス圧縮装置<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ガス減衰タンク<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>ほう酸回収系<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液処理系<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理系<sup>※2※3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">固体廃棄物の廃棄 設備</td> <td>放水口<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置<sup>※2※3</sup></td> </tr> <tr> <td>ベイラ<sup>※2※3</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却設備<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※2※3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">放射線管理 施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要 な設備</td> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器保管庫<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋外管理用の主要 な設備</td> <td>放射線監視設備<sup>※2※3</sup></td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備<sup>※2※3</sup></td> </tr> <tr> <td>排気モニタ<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>排水モニタ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>気象観測設備<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>敷地内外の固定モニタ<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定 装置<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 記載されている設備が設置されている建家 (タービン建家, 焼却炉建家, 雑固体処理建屋, 屋内開閉所) を含む。                  ※2 : 1号炉のみとの共用施設 (一部共用を含む)。                  ※3 : 当該施設のうち一部が3号炉との共用施設。                  ※4 : 当該施設のうち全てが3号炉との共用施設。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 <sup>※1</sup>	計測制御系 統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事 項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	中央制御室 <sup>※2</sup>	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄物の廃棄 設備	ガス圧縮装置 <sup>※2</sup>	ガス減衰タンク <sup>※2</sup>	補助建家排気筒	液体廃棄物の廃棄 設備	ほう酸回収系 <sup>※2</sup>	廃液処理系 <sup>※2</sup>	洗浄排水処理系 <sup>※2※3</sup>	固体廃棄物の廃棄 設備	放水口 <sup>※2</sup>	ドラム詰装置 <sup>※2※3</sup>	ベイラ <sup>※2※3</sup>	雑固体焼却設備 <sup>※4</sup>	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2※3</sup>	放射線管理 施設	屋内管理用の主要 な設備	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※4</sup>	蒸気発生器保管庫 <sup>※4</sup>	屋外管理用の主要 な設備	放射線監視設備 <sup>※2※3</sup>	放射線管理設備 <sup>※2※3</sup>	排気モニタ <sup>※3</sup>	排水モニタ <sup>※2</sup>	気象観測設備 <sup>※4</sup>	敷地内外の固定モニタ <sup>※4</sup>	モニタリングカー <sup>※4</sup>	環境試料の分析装置及び放射能測定 装置 <sup>※4</sup>	<p>・記載の明確化 (1号, 2号及び3号炉共用 施設のうち「一部」又は「全 部」の施設が共用であるこ との明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 <sup>※1</sup>																																																																																												
計測制御系 統施設	計装	核計装																																																																																												
		その他の主要な計装																																																																																												
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																												
		その他の主要な安全保護回路																																																																																												
	制御設備	制御材																																																																																												
		制御材駆動設備																																																																																												
	その他の主要な事 項	1次冷却材温度制御設備																																																																																												
		加圧器制御設備																																																																																												
		中央制御室 <sup>※2</sup>																																																																																												
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄物の廃棄 設備	ガス圧縮装置 <sup>※2</sup>																																																																																											
ガス減衰タンク <sup>※2</sup>																																																																																														
補助建家排気筒																																																																																														
液体廃棄物の廃棄 設備		ほう酸回収系 <sup>※2</sup>																																																																																												
		廃液処理系 <sup>※2</sup>																																																																																												
		洗浄排水処理系 <sup>※2</sup>																																																																																												
固体廃棄物の廃棄 設備		放水口 <sup>※2</sup>																																																																																												
		ドラム詰装置 <sup>※2</sup>																																																																																												
		ベイラ <sup>※2</sup>																																																																																												
		雑固体焼却設備 <sup>※2</sup>																																																																																												
	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>																																																																																													
放射線管理 施設	屋内管理用の主要 な設備	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※2</sup>																																																																																												
		蒸気発生器保管庫 <sup>※2</sup>																																																																																												
	屋外管理用の主要 な設備	放射線監視設備 <sup>※2</sup>																																																																																												
		放射線管理設備 <sup>※2</sup>																																																																																												
		排気モニタ <sup>※2</sup>																																																																																												
		排水モニタ <sup>※2</sup>																																																																																												
		気象観測設備 <sup>※2</sup>																																																																																												
敷地内外の固定モニタ <sup>※2</sup>																																																																																														
モニタリングカー <sup>※2</sup>																																																																																														
環境試料の分析装置及び放射能測定 装置 <sup>※2</sup>																																																																																														
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 <sup>※1</sup>																																																																																												
計測制御系 統施設	計装	核計装																																																																																												
		その他の主要な計装																																																																																												
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																												
		その他の主要な安全保護回路																																																																																												
	制御設備	制御材																																																																																												
		制御材駆動設備																																																																																												
	その他の主要な事 項	1次冷却材温度制御設備																																																																																												
		加圧器制御設備																																																																																												
		中央制御室 <sup>※2</sup>																																																																																												
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄物の廃棄 設備	ガス圧縮装置 <sup>※2</sup>																																																																																											
ガス減衰タンク <sup>※2</sup>																																																																																														
補助建家排気筒																																																																																														
液体廃棄物の廃棄 設備		ほう酸回収系 <sup>※2</sup>																																																																																												
		廃液処理系 <sup>※2</sup>																																																																																												
		洗浄排水処理系 <sup>※2※3</sup>																																																																																												
固体廃棄物の廃棄 設備		放水口 <sup>※2</sup>																																																																																												
		ドラム詰装置 <sup>※2※3</sup>																																																																																												
		ベイラ <sup>※2※3</sup>																																																																																												
		雑固体焼却設備 <sup>※4</sup>																																																																																												
	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2※3</sup>																																																																																													
放射線管理 施設	屋内管理用の主要 な設備	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※4</sup>																																																																																												
		蒸気発生器保管庫 <sup>※4</sup>																																																																																												
	屋外管理用の主要 な設備	放射線監視設備 <sup>※2※3</sup>																																																																																												
		放射線管理設備 <sup>※2※3</sup>																																																																																												
		排気モニタ <sup>※3</sup>																																																																																												
		排水モニタ <sup>※2</sup>																																																																																												
		気象観測設備 <sup>※4</sup>																																																																																												
敷地内外の固定モニタ <sup>※4</sup>																																																																																														
モニタリングカー <sup>※4</sup>																																																																																														
環境試料の分析装置及び放射能測定 装置 <sup>※4</sup>																																																																																														

注) 下線及び点線枠は, 補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																						
12	四 第4.2表 廃止措置対 象施設 (続き)	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>受電系統<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>海水淡水化装置<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家，<u>焼却炉建家，雑固体処理建屋，屋内開閉所</u>）を含む。                  ※2：1号又は3号炉との共用施設（一部共用を含む）。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 <sup>※2</sup>	ディーゼル発電機	蓄電池	その他の主要な事項	海水淡水化装置 <sup>※2</sup>	<p>第4.2表 廃止措置対象施設 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>受電系統<sup>※2※3</sup></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>海水淡水化装置<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家，<u>焼却炉建家，雑固体処理建屋，屋内開閉所</u>）を含む。                  ※2：1号炉のみとの共用施設（一部共用を含む）。                  ※3：<u>当該施設のうち一部が3号炉との共用施設。</u>                  ※4：<u>当該施設のうち全てが3号炉との共用施設。</u></p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉補助建家換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 <sup>※2※3</sup>	ディーゼル発電機	蓄電池	その他の主要な事項	海水淡水化装置 <sup>※2</sup>	<p>・記載の明確化                  (1号，2号及び3号炉共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることの明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>																																								
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																								
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																								
		原子炉格納容器換気設備																																								
		アニュラス空気再循環設備																																								
		原子炉補助建家換気設備																																								
		原子炉格納容器スプレイ設備																																								
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 <sup>※2</sup>																																								
		ディーゼル発電機																																								
		蓄電池																																								
	その他の主要な事項	海水淡水化装置 <sup>※2</sup>																																								
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>																																								
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																								
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																								
		原子炉格納容器換気設備																																								
		アニュラス空気再循環設備																																								
		原子炉補助建家換気設備																																								
		原子炉格納容器スプレイ設備																																								
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 <sup>※2※3</sup>																																								
		ディーゼル発電機																																								
		蓄電池																																								
	その他の主要な事項	海水淡水化装置 <sup>※2</sup>																																								

注) 下線及び点線枠は，補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
13	四 第4.1図 伊方発電所の敷地付近地図		

第4.1図 伊方発電所の敷地付近地図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
13	四 第4.1図 伊方発電所の敷地付近 地図 (続き)		<p>・最新図面の反映</p>

第4.1図 伊方発電所の敷地付近地図

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
14	四 第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図	<p>第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
14	四 第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図 (続き)	<p>第4.2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の明確化 (共用号炉が明確となるよう図面及び凡例を変更)</li> <li>・最新図面の反映</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
17	五 2. 廃止措置の 基本方針	2. 廃止措置の基本方針 (4) 放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家及び構造物は、これらの系統及び設備が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能を維持管理する。核燃料物質貯蔵設備は、燃料を貯蔵している間、臨界防止、冷却等の必要な機能を維持管理する。放射性廃棄物の廃棄施設は、対象とする放射性廃棄物の処理が完了するまでの間、処理及び貯蔵機能を維持管理する。その他、これらの機能の確保に関連する放射線管理施設、換気設備、電源設備等の必要となる機能を維持管理する。 なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また臨界にならないと評価していることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止するための <u>重大事故対策設備</u> は不要である。	2. 廃止措置の基本方針 (4) 放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家及び構造物は、これらの系統及び設備が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能を維持管理する。核燃料物質貯蔵設備は、燃料を貯蔵している間、臨界防止、冷却等の必要な機能を維持管理する。放射性廃棄物の廃棄施設は、対象とする放射性廃棄物の処理が完了するまでの間、処理及び貯蔵機能を維持管理する。その他、これらの機能の確保に関連する放射線管理施設、換気設備、電源設備等の必要となる機能を維持管理する。 なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また臨界にならないと評価していることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止するための <u>重大事故等対処設備</u> は不要である。	
18		(5) 廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に必要な事項は、伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて実施する。	(5) 廃止措置期間中の保安活動及び品質マネジメントシステムに必要な事項は、伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて実施する。	
19	4. 解体の方法	4. 解体の方法 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間では、安全確保のための機能に影響を与えない範囲内で、供用を終了した施設のうち、管理区域外に設置している汚染のない設備の解体撤去に着手するとともに、核燃料物質の2号炉核燃料物質貯蔵設備外への搬出、汚染状況の調査、核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の処理処分を実施する。廃止措置の実施に際しては、管理区域外設備の解体撤去、管理区域内設備の試料採取等を実施する場合においても、安全上必要な機能に影響を与えないことを確認した上で実施する。 また、放射能レベルの比較的高い原子炉領域設備については時間的減衰を図るため安全貯蔵を実施する。 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件を第5.2表に、解体工事準備期間における汚染の除去方法を第7.1表に示す。	4. 解体の方法 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間では、安全確保のための機能に影響を与えない範囲内で、供用を終了した施設のうち、管理区域外に設置している汚染のない設備の解体撤去に着手するとともに、核燃料物質の2号炉核燃料物質貯蔵設備外への搬出、汚染状況の調査、核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の処理処分を実施する。廃止措置の実施に際しては、管理区域外設備の解体撤去、管理区域内設備の試料採取等を実施する場合においても、安全上必要な機能に影響を与えないことを確認した上で実施する。 また、放射能レベルの比較的高い原子炉領域設備については時間的減衰を図るため安全貯蔵を実施する。 解体工事準備期間に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件を第5.2表に、解体工事準備期間における汚染の除去方法を第9.1表に示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」（以下「廃止措置計画審査基準」という。）の改正に伴う変更</li> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更（法令記載内容の反映）</li> <li>・読み替えに伴う番号の変更</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
24	五 第5.1図 解体対象施設 の配置図	<p> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 解体対象施設※                 </p> <p>                     ※: 3号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家, 地下構造物及び建家基礎を除くすべて。                 </p> <p style="text-align: center;">伊予灘</p> <p style="text-align: center;">第5.1図 解体対象施設の配置図</p>	

注) 下線及び点線枠は, 補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
24	五 第5.1図 解体対象施設 の配置図 (続き)	<p> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 解体対象施設※1                          ※1 : 3号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家, 地下構造物及び建家基礎を除くすべて。                          ※2 : 1号炉のみとの共用。                          ※3 : 3号炉との共用。                     </p> <p style="text-align: center;">伊予灘</p> <p style="text-align: center;">第5.1図 解体対象施設の配置図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の明確化 (共用号炉が明確となるよう図面及び凡例を変更)</li> <li>・最新図面の反映</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
追加	六 性能維持施設		<p>1. <u>性能維持施設</u>  <u>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家及び構造物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備、原子炉補機冷却海水設備、消火設備等の施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。1号炉のみとの共用施設については、性能維持施設として維持管理する。3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</u>  <u>性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</u>  (1) <u>放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家及び構造物については、これらの系統及び設備が撤去されるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能及び性能を維持管理する。</u>  (2) <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまでの期間、臨界防止機能、燃料落下防止機能、浄化・冷却機能等の機能及び性能を維持管理する。また、2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまでの期間、臨界防止機能、燃料落下防止機能等の機能及び性能を維持管理する。</u>  (3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理するため、放射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物を適切に貯蔵保管及び処理するため、放射性廃棄物貯蔵機能及び放射性廃棄物処理機能の機能及び性能を維持管理する。</u>  (4) <u>放射線管理施設については、関連する設備の供用が終了するまで、管理区域を解除するまで又は放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまでの期間、管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理及び環境への放射性物質の放出管理のために、放射線監視機能、放射線管理機能等の機能及び性能を維持管理する。</u>  (5) <u>換気設備については、管理区域を解除するまでの期間、使用済燃料の貯蔵管理、放射性廃棄物の処理、放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で発電用原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、建家内の換気機能及び性能を維持管理する。</u>  (6) <u>非常用電源設備については、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまでの期間、発電用原子炉施設の安全確保上必要な設備への電源供給機能及び性能を維持管理する。</u>  (7) <u>その他原子炉補機冷却海水設備等の安全確保上必要な設備については、安全確保上必要な期間、それぞれの設備に要求される機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p><u>(8) 消火設備については、各建家を解体する前までの期間、必要な機能及び性能を維持管理する。</u>  <u>以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設を第6.1表に示す。</u>  <u>廃止措置の進捗に応じて、第6.1表に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p> <p>2. <u>性能維持施設の施設管理</u>  <u>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能を維持管理できるよう、保安規定に施設管理計画を定めて、これに基づき施設管理を実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																	
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p>第6.1表 性能維持施設 (1/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備※1</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建家)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設 の一般構造</td> <td rowspan="2">その他の 主要な構造</td> <td>原子炉補助建家(補助遮蔽(使用済燃料ピット、廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室))</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建家</td> <td>1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。                  ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※1		維持機能	性能	維持期間	設備(建家)名称	維持台数	発電用原子炉施設 の一般構造	その他の 主要な構造	原子炉補助建家(補助遮蔽(使用済燃料ピット、廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室))	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで	原子炉補助建家	1式	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※1				維持機能	性能				維持期間																										
		設備(建家)名称	維持台数																																		
発電用原子炉施設 の一般構造	その他の 主要な構造	原子炉補助建家(補助遮蔽(使用済燃料ピット、廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室))	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで																															
		原子炉補助建家	1式	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																															
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																															
		原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																															

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																												
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (2/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建家)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td rowspan="2">新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場 合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 する状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家クレーン</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">除染装置</td> <td>新燃料エレベータ</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td rowspan="2">除染を行うことができ る状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料の 搬出が完了す るまで</td> </tr> <tr> <td>除染装置</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持機能	性能	維持期間	設備(建家)名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1台	既許認可 どおり	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場 合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 する状態であること。	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで	補助建家クレーン	1台	既許認可 どおり	除染装置	新燃料エレベータ	1台	既許認可 どおり	除染を行うことができ る状態であること。	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料の 搬出が完了す るまで	除染装置	1台	既許認可 どおり	・ 実用炉規則の改正に伴う 変更 (記載の新規追加)
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>				維持機能	性能				維持期間																					
		設備(建家)名称	維持台数																													
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1台	既許認可 どおり	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場 合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 する状態であること。	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで																										
		補助建家クレーン	1台	既許認可 どおり																												
	除染装置	新燃料エレベータ	1台	既許認可 どおり	除染を行うことができ る状態であること。	2号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料の 搬出が完了す るまで																										
		除染装置	1台	既許認可 どおり																												

※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。  
 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																												
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (3/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備 (建家) 名称</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">既許認可 どおり</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>新燃料貯蔵設備</th> <th>新燃料ラック</th> <th>1 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料ラック</td> <td>1 式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td>2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット 使用済燃料ラック</td> <td>1 個 1 式</td> <td>既許認可 どおり 既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。                  ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称		維持台数	既許認可 どおり	維持機能	性能	維持期間	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1 式	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1 式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット 使用済燃料ラック	1 個 1 式	既許認可 どおり 既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称				維持台数	既許認可 どおり						維持機能	性能	維持期間																	
		新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1 式																												
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1 式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																								
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット 使用済燃料ラック	1 個 1 式	既許認可 どおり 既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																								

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																			
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (4/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">既許認可 どおり</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物)</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット 水位を監視する設備</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が發せられる状態であること。 使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水の監視する設備</td> <td>使用済燃料ピット 水の漏えいを監視する設備</td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料ピット水の冷却が可能な運転状態であること。 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。                  ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持台数	既許認可 どおり	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物)	名称	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット 水位を監視する設備	1式	既許認可 どおり	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が發せられる状態であること。 使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピット水の監視する設備	使用済燃料ピット 水の漏えいを監視する設備	1式	既許認可 どおり	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却が可能な運転状態であること。 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。			燃料取替用水タンク		1基	既許認可 どおり	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	著しい漏えいがない状態であること。		・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>				維持台数	既許認可 どおり						維持機能	性能			維持期間																						
		設備 (建物)	名称																																				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット 水位を監視する設備	1式	既許認可 どおり	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が發せられる状態であること。 使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																															
		使用済燃料ピット水の監視する設備	使用済燃料ピット 水の漏えいを監視する設備	1式	既許認可 どおり	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却が可能な運転状態であること。 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。																																
		燃料取替用水タンク		1基	既許認可 どおり	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	著しい漏えいがない状態であること。																																

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																															
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (5/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備 (建物) 名称</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">既許認可 どおり</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>位置、構造及び設備<sup>※1</sup></th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">その他の 主要な事項</td> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性廃棄物 処理機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="5">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> <td></td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性廃棄物 処理機能</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家サンプタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>格納容器サンプ</td> <td></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。          ※2: 1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称		維持台数	既許認可 どおり	維持機能	性能	維持期間	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>	名称	原子炉冷却系統施設	その他の 主要な事項	原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水ポンプ	1基	既許認可 どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水サージタンク		1基	既許認可 どおり				補助建家排気筒		1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 処理機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	格納容器冷却材ドレンタンク		1基	既許認可 どおり				補助建家冷却材ドレンタンク		1基	既許認可 どおり				冷却材貯蔵タンク		1基	既許認可 どおり				補助建家機器ドレンタンク		2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 処理機能	著しい漏えいがない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	補助建家サンプタンク		1基	既許認可 どおり						格納容器サンプ		1基	既許認可 どおり			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称				維持台数	既許認可 どおり						維持機能	性能			維持期間																																																																		
		位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>	名称																																																																																
原子炉冷却系統施設	その他の 主要な事項	原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水ポンプ	1基	既許認可 どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																											
		原子炉補機冷却水サージタンク		1基	既許認可 どおり																																																																														
		補助建家排気筒		1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 処理機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																											
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	格納容器冷却材ドレンタンク		1基	既許認可 どおり																																																																														
		補助建家冷却材ドレンタンク		1基	既許認可 どおり																																																																														
		冷却材貯蔵タンク		1基	既許認可 どおり																																																																														
		補助建家機器ドレンタンク		2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 処理機能	著しい漏えいがない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																											
		補助建家サンプタンク		1基	既許認可 どおり																																																																														
		格納容器サンプ		1基	既許認可 どおり																																																																														

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p>第6.1表 性能維持施設 (6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建家)<sup>※2</sup></th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="10">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液貯蔵タンク<sup>※2</sup></td> <td>3基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。</td> <td rowspan="10">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置<sup>※2</sup></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔<sup>※2</sup></td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク<sup>※2</sup></td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬品ドレタンク<sup>※2</sup></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク<sup>※2</sup></td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置<sup>※2</sup></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸留水タンク<sup>※2</sup></td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>放水口<sup>※2</sup></td> <td>1式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。                  ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持機能	性能	維持期間	設備(建家) <sup>※2</sup>	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯蔵タンク <sup>※2</sup>	3基	既許認可 どおり	著しい漏えいがない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液蒸発装置 <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。	廃液蒸留水脱塩塔 <sup>※2</sup>	2基	既許認可 どおり		廃液蒸留水タンク <sup>※2</sup>	2基	既許認可 どおり		薬品ドレタンク <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	著しい漏えいがない状態であること。	洗浄排水タンク <sup>※2</sup>	2基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。	洗浄排水蒸発装置 <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	著しい漏えいがない状態であること。	洗浄排水蒸留水タンク <sup>※2</sup>	2基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。	放水口 <sup>※2</sup>	1式	既許認可 どおり		・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>				維持機能	性能				維持期間																																									
		設備(建家) <sup>※2</sup>	維持台数																																																	
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯蔵タンク <sup>※2</sup>	3基	既許認可 どおり	著しい漏えいがない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																														
		廃液蒸発装置 <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。																																															
		廃液蒸留水脱塩塔 <sup>※2</sup>	2基	既許認可 どおり																																																
		廃液蒸留水タンク <sup>※2</sup>	2基	既許認可 どおり																																																
		薬品ドレタンク <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	著しい漏えいがない状態であること。																																															
		洗浄排水タンク <sup>※2</sup>	2基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。																																															
		洗浄排水蒸発装置 <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	著しい漏えいがない状態であること。																																															
		洗浄排水蒸留水タンク <sup>※2</sup>	2基	既許認可 どおり	放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するようない状態であること。																																															
		放水口 <sup>※2</sup>	1式	既許認可 どおり																																																

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																							
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p>第6.1表 性能維持施設(7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建家)名称<sup>※2</sup></th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※2</sup></td> <td>16基</td> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置) <sup>※2</sup></td> <td>各1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性固体廃棄物を処理できる状態であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペイラ<sup>※2</sup></td> <td>1基</td> <td></td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)</td> <td>各1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)</td> <td>1台</td> <td></td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理関係設備(出入管理室、放射化学室、放射能測定室)<sup>※2</sup></td> <td>1式</td> <td>放射線管理機能</td> <td>出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)</td> <td>各1台</td> <td></td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ)<sup>※2</sup></td> <td>1台</td> <td>放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。                  ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持機能	性能	維持期間	設備(建家)名称 <sup>※2</sup>	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>	16基	放射性廃棄物貯蔵機能	著しい漏えいがない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置) <sup>※2</sup>	各1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理できる状態であること。		ペイラ <sup>※2</sup>	1基		線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。		プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)	1台		線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。		放射線管理関係設備(出入管理室、放射化学室、放射能測定室) <sup>※2</sup>	1式	放射線管理機能	出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台		放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) <sup>※2</sup>	1台	放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>				維持機能	性能				維持期間																																																
		設備(建家)名称 <sup>※2</sup>	維持台数																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>	16基	放射性廃棄物貯蔵機能	著しい漏えいがない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																					
		ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置) <sup>※2</sup>	各1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理できる状態であること。																																																						
		ペイラ <sup>※2</sup>	1基		線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																					
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。																																																						
		プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)	1台		線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。																																																						
		放射線管理関係設備(出入管理室、放射化学室、放射能測定室) <sup>※2</sup>	1式	放射線管理機能	出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																					
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ)	各1台		放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																					
		排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) <sup>※2</sup>	1台	放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																					

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																		
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器給気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td rowspan="10">換気機能</td> <td rowspan="10">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</td> <td rowspan="10">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器給気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン・ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン・ユニット</td> <td>2基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器給気ユニット	1基	既許認可 どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉格納容器給気ファン	2台	既許認可 どおり	原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	既許認可 どおり	原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり	その他の主要な事項	原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 どおり	補助建家給気ユニット	1基	既許認可 どおり	補助建家給気ファン	2台	既許認可 どおり	補助建家排気ファン・ユニット	2基	既許認可 どおり	補助建家排気ファン	2台	既許認可 どおり	補助建家排気筒	1基	既許認可 どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備 <sup>※1</sup>				維持機能	性能				維持期間																																											
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																			
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																
		原子炉格納容器給気ユニット	1基	既許認可 どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																															
	原子炉格納容器給気ファン	2台	既許認可 どおり																																																			
	原子炉格納容器排気ファン・ユニット	1基	既許認可 どおり																																																			
	原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり																																																			
	その他の主要な事項	原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 どおり																																																		
		補助建家給気ユニット	1基	既許認可 どおり																																																		
		補助建家給気ファン	2台	既許認可 どおり																																																		
		補助建家排気ファン・ユニット	2基	既許認可 どおり																																																		
		補助建家排気ファン	2台	既許認可 どおり																																																		
補助建家排気筒		1基	既許認可 どおり																																																			

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																			
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建家)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>性能維持施設(海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料ピット水浄化冷却設備)へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>性能維持施設(ディーゼル発電機)へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水設備</td> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>性能維持施設(原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機)へ海水を供給できる状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ユニット<sup>※2</sup></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>冷却機能(自動起動機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">換気設備</td> <td>放射線管理室給気ファン<sup>※2</sup></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン<sup>※2</sup></td> <td>1台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器排気筒<sup>※2</sup></td> <td>1基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。          ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持機能	性能	維持期間	設備(建家)名称	維持台数	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	既許認可 どおり	性能維持施設(海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料ピット水浄化冷却設備)へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池	1組	既許認可 どおり	性能維持施設(ディーゼル発電機)へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	既許認可 どおり	性能維持施設(原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機)へ海水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	放射線管理室給気ユニット <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。)	管理区域を解除するまで	換気設備	放射線管理室給気ファン <sup>※2</sup>	1台	既許認可 どおり	換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室排気ファン <sup>※2</sup>	1台	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで			原子炉格納容器排気筒 <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>				維持機能	性能				維持期間																																												
		設備(建家)名称	維持台数																																																				
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	既許認可 どおり	性能維持施設(海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料ピット水浄化冷却設備)へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																	
		蓄電池	1組	既許認可 どおり	性能維持施設(ディーゼル発電機)へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																	
その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	既許認可 どおり	性能維持施設(原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機)へ海水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																	
		放射線管理室給気ユニット <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																	
	換気設備	放射線管理室給気ファン <sup>※2</sup>	1台	既許認可 どおり	換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																	
		放射線管理室排気ファン <sup>※2</sup>	1台	既許認可 どおり	換気機能	管理区域を解除するまで																																																	
		原子炉格納容器排気筒 <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり																																																			

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
追加	六 性能維持施設 (続き)		<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (10/10)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物)</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td>消火設備</td> <td>消火栓 (管理区域内)</td> <td></td> <td>1 式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できている状態であること。 非常照明が点灯できている状態であること。</td> <td rowspan="2">各建家を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常照明</td> <td></td> <td>1 式</td> <td>照明機能</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。          ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持台数	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物)	名称	その他主要施設	消火設備	消火栓 (管理区域内)		1 式	消火機能	消火栓から放水できている状態であること。 非常照明が点灯できている状態であること。	各建家を解体する前まで	照明設備	非常照明		1 式	照明機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>				維持台数	維持機能					性能	維持期間															
		設備 (建物)	名称																									
その他主要施設	消火設備	消火栓 (管理区域内)		1 式	消火機能	消火栓から放水できている状態であること。 非常照明が点灯できている状態であること。	各建家を解体する前まで																					
	照明設備	非常照明		1 式	照明機能																							

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
追加	七 性能維持施設 の位置、 構造及び設 備並びにそ の性能並び にその性能 を維持すべ き期間		<p><u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は第6.1表に示すとおりである。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて、第6.1表に示す性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																											
26	八 1. 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量	1. 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 2号炉の核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量を第6.1表に示す。	1. 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 2号炉の核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量を第8.1表に示す。	・読み替えに伴う番号の変更																											
28	第6.1表 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量	<p>第6.1表 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 (平成30年6月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>存在場所</th> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料</td> <td>316体</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>28体</td> </tr> <tr> <td>2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料</td> <td>74体</td> </tr> <tr> <td>3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料</td> <td>231体</td> </tr> </tbody> </table>	存在場所		種類	数量	2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	316体	新燃料	28体	2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備	新燃料	74体	3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	231体	<p>第8.1表 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 (平成30年6月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>存在場所</th> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料</td> <td>316体</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>28体</td> </tr> <tr> <td>2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料</td> <td>74体</td> </tr> <tr> <td>3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料</td> <td>231体</td> </tr> </tbody> </table>	存在場所	種類	数量	2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	316体	新燃料	28体	2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備	新燃料	74体	3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料
存在場所	種類	数量																													
2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	316体																													
	新燃料	28体																													
2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備	新燃料	74体																													
3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	231体																													
存在場所	種類	数量																													
2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	316体																													
	新燃料	28体																													
2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備	新燃料	74体																													
3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	231体																													

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
29	九 1. 除染の方針	1. 除染の方針 (3) 除染の方法及び安全管理上の措置 除染は、放射線業務従事者の被ばく線量、除染効果、放射性廃棄物の発生量等の観点から、機械的方法又は化学的方法を効果的に組み合わせて行う。除染の実施に当たっては、 <u>維持管理設備</u> の機能に影響を及ぼさないように、また、汚染の拡大防止、放射線業務従事者の被ばく低減対策等の措置を講じる。	1. 除染の方針 (3) 除染の方法及び安全管理上の措置 除染は、放射線業務従事者の被ばく線量、除染効果、放射性廃棄物の発生量等の観点から、機械的方法又は化学的方法を効果的に組み合わせて行う。除染の実施に当たっては、 <u>性能維持施設</u> の機能に影響を及ぼさないように、また、汚染の拡大防止、放射線業務従事者の被ばく低減対策等の措置を講じる。	・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映)
30	2. 解体工事準備期間の除染	2. 解体工事準備期間の除染 (2) 除染の方法 除染は、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。 また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。 解体工事準備期間における汚染の除去方法を第7.1表に示す。	2. 解体工事準備期間の除染 (2) 除染の方法 除染は、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。 また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。 解体工事準備期間における汚染の除去方法を第9.1表に示す。	・ 読み替えに伴う番号の変更

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																												
32	九 第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法	<p>第7.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場</th> <th>所</th> <th>主要設備名称</th> <th>着手要件</th> <th>概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補助建家内</td> <td></td> <td>化学体積制御設備, 余熱除去設備等</td> <td>対象施設が供用を終了していること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するため有効とされる範囲を選定する。</li> <li>除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。</li> <li>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。</li> <li>内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。</li> <li>除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。</li> <li>線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul> </td> <td>除染の目標を達成すること。</td> </tr> </tbody> </table>	場	所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件	原子炉補助建家内		化学体積制御設備, 余熱除去設備等	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するため有効とされる範囲を選定する。</li> <li>除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。</li> <li>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。</li> <li>内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。</li> <li>除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。</li> <li>線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul>	除染の目標を達成すること。	<p>第9.1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場</th> <th>所</th> <th>主要設備名称</th> <th>着手要件</th> <th>概要</th> <th>安全確保対策</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補助建家内</td> <td></td> <td>化学体積制御設備, 余熱除去設備等</td> <td>対象施設が供用を終了していること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するため有効とされる範囲を選定する。</li> <li>除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。</li> <li>また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。</li> <li>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。</li> <li>内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。</li> <li>除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。</li> <li>線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul> </td> <td>除染の目標を達成すること。</td> </tr> </tbody> </table>	場	所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件	原子炉補助建家内		化学体積制御設備, 余熱除去設備等	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するため有効とされる範囲を選定する。</li> <li>除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。</li> <li>また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。</li> <li>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。</li> <li>内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。</li> <li>除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。</li> <li>線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul>	除染の目標を達成すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>読み替えに伴う番号の変更</li> </ul>
場	所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件																										
原子炉補助建家内		化学体積制御設備, 余熱除去設備等	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するため有効とされる範囲を選定する。</li> <li>除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。</li> <li>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。</li> <li>内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。</li> <li>除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。</li> <li>線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul>	除染の目標を達成すること。																										
場	所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件																										
原子炉補助建家内		化学体積制御設備, 余熱除去設備等	対象施設が供用を終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の対象範囲は、原子炉運転中の経験及び実績を踏まえ、二次的な汚染が多く残存しているとして推定する範囲のうち、放射線業務従事者の被ばくを低減するため有効とされる範囲を選定する。</li> <li>除染方法としては、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により行う。</li> <li>また、除染対象物の形状、汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法による除染を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染の実施に当たっては、施設外への放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。</li> <li>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。</li> <li>内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。</li> <li>除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。</li> <li>線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為的事象に対する安全対策として、難燃性の資材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul>	除染の目標を達成すること。																										

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
33	十 1. 放射性気体 廃棄物の廃 棄	<p>1. 放射性気体廃棄物の廃棄</p> <p>1.1 放射性気体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>1.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類は、主に換気系からの排気である。</p> <p>この期間に発生する放射性気体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に廃棄物の種類、性状等に応じて処理を行う。</p> <p>解体工事準備期間の放射性気体廃棄物の処理フローを第8.1図に示す。</p>	<p>1. 放射性気体廃棄物の廃棄</p> <p>1.1 放射性気体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>1.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類は、主に換気系からの排気である。</p> <p>この期間に発生する放射性気体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に廃棄物の種類、性状等に応じて処理を行う。</p> <p>解体工事準備期間の放射性気体廃棄物の処理フローを第10.1図に示す。</p>	<p>・読み替えに伴う番号の変更</p>
35	<p>1.3 放射性気体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間は、放射性気体廃棄物を適切に処理するために、放射性廃棄物処理機能、放出管理機能等の必要な機能を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放射性気体廃棄物の年間放出量から、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(以下「線量目標値に関する指針」という。)に基づき、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を第8.1表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>前項で述べたように、放射性気体廃棄物は一部の長半減期核種を除き無視できる程度である。したがって、ガス減衰タンクから放射性気体廃棄物を放出する場合、ガス減衰タンクで必要な減衰期間は十分に経過しており、一部の長半減期核種についてもこれ以上の減衰はほとんど期待できないことから、ガス減衰タンクでの貯留による減衰を行わず放出する。</p>	<p>1.3 放射性気体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間は、放射性気体廃棄物を適切に処理するために、放射性廃棄物処理機能、放出管理機能等の必要な機能を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放射性気体廃棄物の年間放出量から、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(以下「線量目標値に関する指針」という。)に基づき、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を第10.1表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>前項で述べたように、放射性気体廃棄物は一部の長半減期核種を除き無視できる程度である。したがって、ガス減衰タンクから放射性気体廃棄物を放出する場合、ガス減衰タンクで必要な減衰期間は十分に経過しており、一部の長半減期核種についてもこれ以上の減衰はほとんど期待できないことから、ガス減衰タンクでの貯留による減衰を行わず放出する。</p> <p><u>周辺環境に対する放射線モニタリングについては、原子炉運転中と同様に行う。</u></p>	<p>・記載の明確化</p>	
36	<p>放射性気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降</p> <p>原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性気体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<p>放射性気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降</p> <p><u>原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降については、管理区域内設備の解体撤去の状況に応じて、放射性気体廃棄物の処理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能等の必要な機能を有する設備を維持管理し、管理放出する。</u></p> <p>原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性気体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>		

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
37	十 2. 放射性液体 廃棄物の廃 棄	2. 放射性液体廃棄物の廃棄 2.1 放射性液体廃棄物の種類及び処理の方法 2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び処理の方法 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間に発生する放射性液体廃棄物の種類は、原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 この期間に発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に廃棄物の種類、性状等に応じて処理を行う。 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フローを第8.2図に示す。	2. 放射性液体廃棄物の廃棄 2.1 放射性液体廃棄物の種類及び処理の方法 2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び処理の方法 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間に発生する放射性液体廃棄物の種類は、原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 この期間に発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に廃棄物の種類、性状等に応じて処理を行う。 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フローを第10.2図に示す。	・読み替えに伴う番号の変更
38		2.3 放射性液体廃棄物の管理方法 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間は、放射性液体廃棄物を適切に処理するために、放出量を合理的に達成できる限り低くするとともに、放射性廃棄物処理機能、放出管理機能等の必要な機能を有する設備を維持管理する。 また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、放出前のタンクにおいて放射性物質濃度の測定等を行い、排水中の放射性物質濃度が、「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、放射性液体廃棄物の年間放出量から、「線量目標値に関する指針」に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を第8.2表のとおり設定し、これを超えないように努める。  原子炉格納容器冷却材ドレン及び原子炉補助建家冷却材ドレンについては、これらに含まれるほう酸を回収し再使用する必要がないことから、廃液処理系にて処理を行う。 放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。	2.3 放射性液体廃棄物の管理方法 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間は、放射性液体廃棄物を適切に処理するために、放出量を合理的に達成できる限り低くするとともに、放射性廃棄物処理機能、放出管理機能等の必要な機能を有する設備を維持管理する。 また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、放出前のタンクにおいて放射性物質濃度の測定等を行い、排水中の放射性物質濃度が、「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、放射性液体廃棄物の年間放出量から、「線量目標値に関する指針」に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を第10.2表のとおり設定し、これを超えないように努める。 <u>排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって監視する。</u> 原子炉格納容器冷却材ドレン及び原子炉補助建家冷却材ドレンについては、これらに含まれるほう酸を回収し再使用する必要がないことから、廃液処理系にて処理を行う。 放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。	・記載の明確化
39		(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降  原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。	(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降 <u>原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降については、管理区域内設備の解体撤去の状況に応じて、放射性液体廃棄物の処理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能等の必要な機能を有する設備を維持管理し、管理放出する。</u> 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
40	十 3. 放射性固体 廃棄物の廃 棄	<p>3. 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>3.1 放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>3.1.1 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の種類は、廃液蒸発装置及び洗浄排水蒸発装置の濃縮廃液、雑固体廃棄物、脱塩塔使用済樹脂等がある。 この期間に発生した放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類、性状等に応じて、圧縮減容、焼却処理又は固化等の処理を行い、固体廃棄物貯蔵庫若しくは蒸気発生器保管庫に保管するか又は使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量を第8.3表に示す。</p> <p>3.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間に発生する放射性固体廃棄物の種類は、原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 この期間に発生する放射性固体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物と同様に廃棄物の種類、性状等に応じて処理を行う。 解体工事準備期間の放射性固体廃棄物の処理フローを第8.3図に示す。</p>	<p>3. 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>3.1 放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法</p> <p>3.1.1 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法 原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物の種類は、廃液蒸発装置及び洗浄排水蒸発装置の濃縮廃液、雑固体廃棄物、脱塩塔使用済樹脂等がある。 この期間に発生した放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類、性状等に応じて、圧縮減容、焼却処理又は固化等の処理を行い、固体廃棄物貯蔵庫若しくは蒸気発生器保管庫に保管するか又は使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量を第10.3表に示す。</p> <p>3.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間に発生する放射性固体廃棄物の種類は、原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 この期間に発生する放射性固体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物と同様に廃棄物の種類、性状等に応じて処理を行う。 解体工事準備期間の放射性固体廃棄物の処理フローを第10.3図に示す。</p>	<p>・読み替えに伴う番号の変更</p>
41		<p>3.3 放射性固体廃棄物の推定発生量 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量を第8.4表に示す。</p>	<p>3.3 放射性固体廃棄物の推定発生量 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量を第10.4表に示す。</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																														
43	<p>十 第8.1表 解体工事準備期間における放射性気体廃棄物中の希ガス及びよう素の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)</p> <p>第8.2表 解体工事準備期間における放射性液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)</p>	<p>第8.1表 解体工事準備期間における放射性気体廃棄物中の希ガス及びよう素の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス</td> <td><math>3.7 \times 10^{14}</math></td> </tr> <tr> <td>よう素 (I-131)</td> <td><math>7.7 \times 10^9</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>第8.2表 解体工事準備期間における放射性液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)</td> <td><math>3.8 \times 10^{10}</math></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (Bq/y)	希ガス	$3.7 \times 10^{14}$	よう素 (I-131)	$7.7 \times 10^9$	項目	放出管理目標値 (Bq/y)	放射性液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)	$3.8 \times 10^{10}$	<p>第10.1表 解体工事準備期間における放射性気体廃棄物中の希ガス及びよう素の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス</td> <td><math>3.7 \times 10^{14}</math></td> </tr> <tr> <td>よう素 (I-131)</td> <td><math>7.7 \times 10^9</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>第10.2表 解体工事準備期間における放射性液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)の放出管理目標値(1, 2, 3号炉合算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)</td> <td><math>3.8 \times 10^{10}</math></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (Bq/y)	希ガス	$3.7 \times 10^{14}$	よう素 (I-131)	$7.7 \times 10^9$	項目	放出管理目標値 (Bq/y)	放射性液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)	$3.8 \times 10^{10}$	<p>・読み替えに伴う番号の変更</p>																										
項目	放出管理目標値 (Bq/y)																																																	
希ガス	$3.7 \times 10^{14}$																																																	
よう素 (I-131)	$7.7 \times 10^9$																																																	
項目	放出管理目標値 (Bq/y)																																																	
放射性液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)	$3.8 \times 10^{10}$																																																	
項目	放出管理目標値 (Bq/y)																																																	
希ガス	$3.7 \times 10^{14}$																																																	
よう素 (I-131)	$7.7 \times 10^9$																																																	
項目	放出管理目標値 (Bq/y)																																																	
放射性液体廃棄物中の放射性物質(トリチウムを除く)	$3.8 \times 10^{10}$																																																	
44	<p>第8.3表 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量</p>	<p>第8.3表 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量 (平成30年6月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵・保管場所</th> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td>脱塩塔使用済樹脂</td> <td>181 m<sup>3</sup>*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済制御棒</td> <td>59 体</td> </tr> <tr> <td>使用済バーナブルポイズン</td> <td>81 体</td> </tr> <tr> <td>使用済プラグングデバイス</td> <td>83 体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固体廃棄物貯蔵庫</td> <td>ドラム缶</td> <td>均質固化体 369 本 雑固体 3,657 本</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,716 本*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸気発生器保管庫</td> <td>蒸気発生器</td> <td>2 基</td> </tr> <tr> <td>保管容器</td> <td>341 m<sup>3</sup>*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び3号炉で発生した廃棄物を含む。                  ※2：2000ドラム缶相当での保管数量である。                  ※3：原子炉容器上部ふた、炉内構造物等を含む。</p>	貯蔵・保管場所	種類	数量	使用済樹脂貯蔵タンク	脱塩塔使用済樹脂	181 m <sup>3</sup> *1	使用済燃料貯蔵設備	使用済制御棒	59 体	使用済バーナブルポイズン	81 体	使用済プラグングデバイス	83 体	固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	均質固化体 369 本 雑固体 3,657 本	その他	1,716 本*2	蒸気発生器保管庫	蒸気発生器	2 基	保管容器	341 m <sup>3</sup> *3	<p>第10.3表 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量 (平成30年6月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵・保管場所</th> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td>脱塩塔使用済樹脂</td> <td>181 m<sup>3</sup>*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済制御棒</td> <td>59 体</td> </tr> <tr> <td>使用済バーナブルポイズン</td> <td>81 体</td> </tr> <tr> <td>使用済プラグングデバイス</td> <td>83 体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固体廃棄物貯蔵庫</td> <td>ドラム缶</td> <td>均質固化体 369 本 雑固体 3,657 本</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,716 本*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸気発生器保管庫</td> <td>蒸気発生器</td> <td>2 基</td> </tr> <tr> <td>保管容器</td> <td>341 m<sup>3</sup>*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び3号炉で発生した廃棄物を含む。                  ※2：2000ドラム缶相当での保管数量である。                  ※3：原子炉容器上部ふた、炉内構造物等を含む。</p>	貯蔵・保管場所	種類	数量	使用済樹脂貯蔵タンク	脱塩塔使用済樹脂	181 m <sup>3</sup> *1	使用済燃料貯蔵設備	使用済制御棒	59 体	使用済バーナブルポイズン	81 体	使用済プラグングデバイス	83 体	固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	均質固化体 369 本 雑固体 3,657 本	その他	1,716 本*2	蒸気発生器保管庫	蒸気発生器	2 基	保管容器	341 m <sup>3</sup> *3	
貯蔵・保管場所	種類	数量																																																
使用済樹脂貯蔵タンク	脱塩塔使用済樹脂	181 m <sup>3</sup> *1																																																
使用済燃料貯蔵設備	使用済制御棒	59 体																																																
	使用済バーナブルポイズン	81 体																																																
	使用済プラグングデバイス	83 体																																																
固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	均質固化体 369 本 雑固体 3,657 本																																																
	その他	1,716 本*2																																																
蒸気発生器保管庫	蒸気発生器	2 基																																																
	保管容器	341 m <sup>3</sup> *3																																																
貯蔵・保管場所	種類	数量																																																
使用済樹脂貯蔵タンク	脱塩塔使用済樹脂	181 m <sup>3</sup> *1																																																
使用済燃料貯蔵設備	使用済制御棒	59 体																																																
	使用済バーナブルポイズン	81 体																																																
	使用済プラグングデバイス	83 体																																																
固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	均質固化体 369 本 雑固体 3,657 本																																																
	その他	1,716 本*2																																																
蒸気発生器保管庫	蒸気発生器	2 基																																																
	保管容器	341 m <sup>3</sup> *3																																																

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																
45	十 第8.4表 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量	<p>第8.4表 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位：t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射能レベル区分<sup>※1</sup></th> <th>推定発生量<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの(L1)</td> <td>約90</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの(L2)</td> <td>約880</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの(L3)</td> <td>約2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約37,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計<sup>※3</sup></td> <td>約40,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射能レベル区分値は、次のとおり。                      ・L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度。                      ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度。                      ・L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令」(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度。                      ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度。                      ※2：推定発生量は、次のとおり。                      ・低レベル放射性廃棄物については、10t単位で切り上げた値である。                      ・放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100t単位で切り上げた値である。                      ・端数処理のため合計値が一致しないことがある。                      ・推定発生量には付随廃棄物を含まない。                      ※3：その他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約213,000t発生する(1,000t単位で切り上げた値)。</p>	放射能レベル区分 <sup>※1</sup>		推定発生量 <sup>※2</sup>	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	約90	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	約880	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約2,000	放射性物質として扱う必要のないもの		約37,400	合計 <sup>※3</sup>		約40,400	<p>第10.4表 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位：t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射能レベル区分<sup>※1</sup></th> <th>推定発生量<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの(L1)</td> <td>約90</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの(L2)</td> <td>約880</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの(L3)</td> <td>約2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>約37,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計<sup>※3</sup></td> <td>約40,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射能レベル区分値は、次のとおり。                      ・L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度。                      ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度。                      ・L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令」(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度。                      ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度。                      ※2：推定発生量は、次のとおり。                      ・低レベル放射性廃棄物については、10t単位で切り上げた値である。                      ・放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100t単位で切り上げた値である。                      ・端数処理のため合計値が一致しないことがある。                      ・推定発生量には付随廃棄物を含まない。                      ※3：その他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約213,000t発生する(1,000t単位で切り上げた値)。</p>	放射能レベル区分 <sup>※1</sup>		推定発生量 <sup>※2</sup>	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	約90	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	約880	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約2,000	放射性物質として扱う必要のないもの		約37,400	合計 <sup>※3</sup>		約40,400	<p>・読み替えに伴う番号の変更</p>
放射能レベル区分 <sup>※1</sup>		推定発生量 <sup>※2</sup>																																		
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	約90																																		
	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	約880																																		
	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約2,000																																		
放射性物質として扱う必要のないもの		約37,400																																		
合計 <sup>※3</sup>		約40,400																																		
放射能レベル区分 <sup>※1</sup>		推定発生量 <sup>※2</sup>																																		
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	約90																																		
	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	約880																																		
	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約2,000																																		
放射性物質として扱う必要のないもの		約37,400																																		
合計 <sup>※3</sup>		約40,400																																		

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
46	<p>十 第8.1図 解体工事準備期間の放射性気体廃棄物の処理フロー</p>	<p>1. ガス減衰タンクからの排気</p> <p>2. 排気設備からの排気</p> <p>(1) 原子炉格納容器の排気</p> <p>(2) 原子炉補助建家の排気</p> <p>3. 雑固体焼却設備からの排気</p> <p>第8.1図 解体工事準備期間の放射性気体廃棄物の処理フロー</p>	<p>1. ガス減衰タンクからの排気</p> <p>2. 排気設備からの排気</p> <p>(1) 原子炉格納容器の排気</p> <p>(2) 原子炉補助建家の排気</p> <p>3. 雑固体焼却設備からの排気</p> <p>第10.1図 解体工事準備期間の放射性気体廃棄物の処理フロー</p>	<p>理由</p> <p>・読み替えに伴う番号の変更</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
47	十 第8.2図 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フロー	<p>第8.2図 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フロー</p>	<p>第10.2図 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フロー</p>	<p>・読み替えに伴う番号の変更</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
48	十 第8.3図 解体工事準備期間の放射性固体廃棄物の処理フロー	<p>第8.3図 解体工事準備期間の放射性固体廃棄物の処理フロー</p>	<p>第10.3図 解体工事準備期間の放射性固体廃棄物の処理フロー</p>	<p>・読み替えに伴う番号の変更</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
49	十一 廃止措置の 工程	2号炉の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく廃止措置計画の認可以降、この計画に基づき実施し、 <u>2058</u> 年度までに完了する予定である。廃止措置工程を第 <u>9.1</u> 図に示す。	2号炉の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく廃止措置計画の認可以降、この計画に基づき実施し、 <u>2059</u> 年度までに完了する予定である。廃止措置工程を第 <u>11.1</u> 図に示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・読み替えに伴う番号の変更</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																								
50	十一 第9.1図 廃止措置工程	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; text-align: center;">第1段階 解体工事準備期間 [2019～2028年度]</td> <td style="width:25%; text-align: center;">第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間 [2029～2043年度]</td> <td style="width:25%; text-align: center;">第3段階 原子炉領域設備等 解体撤去期間 [2044～2051年度]</td> <td style="width:25%; text-align: center;">第4段階 建家等 解体撤去期間 [2052～2058年度]</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の搬出</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">核燃料物質による汚染の除去</td> </tr> <tr> <td>汚染状況の調査</td> <td>管理区域内設備(原子炉領域周辺)の解体撤去 安全貯蔵</td> <td>原子炉領域設備 の解体撤去</td> <td>建家等の解体撤去</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">管理区域外設備の解体撤去</td> </tr> <tr> <td colspan="4">放射性廃棄物(運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物)の処理処分</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第9.1図 廃止措置工程</p>	第1段階 解体工事準備期間 [2019～2028年度]	第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間 [2029～2043年度]	第3段階 原子炉領域設備等 解体撤去期間 [2044～2051年度]	第4段階 建家等 解体撤去期間 [2052～2058年度]	核燃料物質の搬出	核燃料物質による汚染の除去			汚染状況の調査	管理区域内設備(原子炉領域周辺)の解体撤去 安全貯蔵	原子炉領域設備 の解体撤去	建家等の解体撤去	管理区域外設備の解体撤去				放射性廃棄物(運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物)の処理処分				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; text-align: center;">第1段階 解体工事準備期間 [2020～2029年度]</td> <td style="width:25%; text-align: center;">第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間 [2030～2044年度]</td> <td style="width:25%; text-align: center;">第3段階 原子炉領域設備等 解体撤去期間 [2045～2052年度]</td> <td style="width:25%; text-align: center;">第4段階 建家等 解体撤去期間 [2053～2059年度]</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の搬出</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">核燃料物質による汚染の除去</td> </tr> <tr> <td>汚染状況の調査</td> <td>管理区域内設備(原子炉領域周辺)の解体撤去 安全貯蔵</td> <td>原子炉領域設備 の解体撤去</td> <td>建家等の解体撤去</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">管理区域外設備の解体撤去</td> </tr> <tr> <td colspan="4">放射性廃棄物(運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物)の処理処分</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第11.1図 廃止措置工程</p>	第1段階 解体工事準備期間 [2020～2029年度]	第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間 [2030～2044年度]	第3段階 原子炉領域設備等 解体撤去期間 [2045～2052年度]	第4段階 建家等 解体撤去期間 [2053～2059年度]	核燃料物質の搬出	核燃料物質による汚染の除去			汚染状況の調査	管理区域内設備(原子炉領域周辺)の解体撤去 安全貯蔵	原子炉領域設備 の解体撤去	建家等の解体撤去	管理区域外設備の解体撤去				放射性廃棄物(運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物)の処理処分				<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み替えに伴う番号の変更</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
第1段階 解体工事準備期間 [2019～2028年度]	第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間 [2029～2043年度]	第3段階 原子炉領域設備等 解体撤去期間 [2044～2051年度]	第4段階 建家等 解体撤去期間 [2052～2058年度]																																									
核燃料物質の搬出	核燃料物質による汚染の除去																																											
汚染状況の調査	管理区域内設備(原子炉領域周辺)の解体撤去 安全貯蔵	原子炉領域設備 の解体撤去	建家等の解体撤去																																									
管理区域外設備の解体撤去																																												
放射性廃棄物(運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物)の処理処分																																												
第1段階 解体工事準備期間 [2020～2029年度]	第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間 [2030～2044年度]	第3段階 原子炉領域設備等 解体撤去期間 [2045～2052年度]	第4段階 建家等 解体撤去期間 [2053～2059年度]																																									
核燃料物質の搬出	核燃料物質による汚染の除去																																											
汚染状況の調査	管理区域内設備(原子炉領域周辺)の解体撤去 安全貯蔵	原子炉領域設備 の解体撤去	建家等の解体撤去																																									
管理区域外設備の解体撤去																																												
放射性廃棄物(運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物)の処理処分																																												

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
追加	十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム		<p><u>廃止措置期間中における原子力安全を達成・維持・向上させるため、「原子炉設置許可申請書 十一」に基づき、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、保安規定の品質マネジメントシステム計画に定める。</u></p> <p><u>保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づき、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを保安規定、原子力発電所品質保証規程及び原子力発電所品質保証基準並びにそれらに基づく下部規程により明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
2-2	添付書類二 第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図	<p>第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
2-2	添付書類二 第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図（続き）	<p>第2.1.1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置（解体工事準備期間）に係る工事作業区域図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の明確化（共用号炉が明確となるよう図面及び凡例を変更）</li> <li>最新図面の反映</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-1	添付書類三 1. 放射線管理	<p>1. 放射線管理</p> <p>1.1 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>(1) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするため、放射線遮蔽体、換気設備、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設は、必要な期間、必要な機能を維持管理する。具体的な維持管理については、<u>「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」</u>に示す。</p>	<p>1. 放射線管理</p> <p>1.1 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>(1) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするため、放射線遮蔽体、換気設備、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設は、必要な期間、必要な機能を維持管理する。具体的な維持管理については、<u>「六 性能維持施設」</u>に示す。</p>	<p>・ 実用炉規則の改正に伴う変更                  (「六 性能維持施設」に性能維持施設の維持管理について記載したことに伴う変更)</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
4-1	添付書類四 1. 解体工事準備期間の事故時における周辺公衆の受ける線量評価	<p>1. 解体工事準備期間の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>1.1 事故の想定</p> <p>2号炉における炉心からの燃料の取出しは既に完了しており、「八核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり使用済燃料を貯蔵している。また、汚染された設備の解体撤去を行わず、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載のとおり、必要な設備について機能を継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間の廃止措置工事に係る過失、機械又は装置の故障により想定する事故、また、原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は、運転中の定期検査時の想定と同様であることから、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」において評価している事故から、「燃料集合体の落下」及び「放射性気体廃棄物処理施設の破損」を選定する。</p> <p>また、想定を超える自然災害等については、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備の冷却機能や冷却水が喪失し、使用済燃料ピットから冷却水が大量に漏えいする事象における影響を確認している。</p>	<p>1. 解体工事準備期間の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>1.1 事故の想定</p> <p>2号炉における炉心からの燃料の取出しは既に完了しており、「八核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり使用済燃料を貯蔵している。また、汚染された設備の解体撤去を行わず、「六 性能維持施設」に記載のとおり、必要な設備について機能を継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続する。</p> <p>したがって、解体工事準備期間の廃止措置工事に係る過失、機械又は装置の故障により想定する事故、また、原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は、運転中の定期検査時の想定と同様であることから、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」において評価している事故から、「燃料集合体の落下」及び「放射性気体廃棄物処理施設の破損」を選定する。</p> <p>また、想定を超える自然災害等については、「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備の冷却機能や冷却水が喪失し、使用済燃料ピットから冷却水が大量に漏えいする事象における影響を確認している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (「六 性能維持施設」に性能維持施設の維持管理について記載したことに伴う変更)</li> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映)</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-1	添付書類六  1. 概要          2. 維持管理に関する内容	添付書類六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</u>  1. 概要  <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等（以下「維持管理対象設備」という。）は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び必要な機能に係る運転中と同等の機能を維持管理する。</u> <u>これら維持管理対象設備の機能及び性能については、定期的に点検等で確認していく。</u> <u>なお、維持管理対象設備の維持管理に関しては、保安規定に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</u>  2. 維持管理に関する内容 (1) <u>解体工事準備期間</u> <u>維持管理対象設備の維持台数、要求される機能及び維持すべき期間を第6.2.1表に示す。</u> <u>主な設備等の維持管理の考え方は以下のとおりである。</u> a. <u>放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家等については、これらの系統及び設備が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能及び性能を維持管理する。</u>	添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</u>  1. 概要 <u>廃止措置の段階に応じて性能維持施設に要求される機能を考慮した、性能維持施設が維持すべき性能及びその機能を維持すべき期間について示す。</u>  2. <u>廃止措置期間中に維持管理すべき施設</u> <u>性能維持施設は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び性能を維持管理する。</u>  3. <u>性能維持施設の機能及びその性能</u>  (1) <u>建家及び構造物</u> <u>廃止措置期間中は、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、放射性物質の外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持管理する。</u> <u>また、廃止措置期間中は、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持管理する。建家及び構造物の機能及び性能維持施設を第6.3.1表に示す。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映)</li> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由														
6-1	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)	<p>b. <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料が2号炉使用済燃料貯蔵設備から搬出されるまでの期間は、臨界防止機能、燃料落下防止機能及び浄化・冷却機能等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が2号炉燃料貯蔵設備から搬出されるまでの期間は、臨界防止機能及び燃料落下防止機能等の機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p><u>第6.3.1表 建家及び構造物の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 275 2404 558"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 275 1798 317">機能</th> <th data-bbox="1798 275 2404 317">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 317 1798 474"><u>放射線遮蔽機能</u></td> <td data-bbox="1798 317 2404 474"><u>原子炉補助建家(補助遮蔽(使用済燃料ピット, 廃液蒸発装置室, 使用済樹脂貯蔵タンク室))</u> <u>原子炉容器周囲のコンクリート壁</u> <u>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 474 1798 558"><u>放射性物質漏えい防止機能</u></td> <td data-bbox="1798 474 2404 558"><u>原子炉補助建家</u> <u>原子炉格納容器</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>原子炉格納容器については、廃止措置期間中は、原子炉冷却材喪失等は発生しないため、「事故時の気密性」及び「事故時の格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能」は維持管理しない。</u> <u>「放射線遮蔽機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <u>・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> <u>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <u>・外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u> a. <u>核燃料物質取扱施設</u> <u>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設を第6.3.2表に示す。</u></p> <p><u>第6.3.2表 核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 1394 2404 1598"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 1394 1798 1436">機能</th> <th data-bbox="1798 1394 2404 1436">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 1436 1798 1499"><u>臨界防止機能</u></td> <td data-bbox="1798 1436 2404 1499"><u>使用済燃料ピットクレーン</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1499 1798 1562"><u>燃料落下防止機能</u></td> <td data-bbox="1798 1499 2404 1562"><u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1562 1798 1598"><u>除染機能</u></td> <td data-bbox="1798 1562 2404 1598"><u>除染装置</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	<u>放射線遮蔽機能</u>	<u>原子炉補助建家(補助遮蔽(使用済燃料ピット, 廃液蒸発装置室, 使用済樹脂貯蔵タンク室))</u> <u>原子炉容器周囲のコンクリート壁</u> <u>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</u>	<u>放射性物質漏えい防止機能</u>	<u>原子炉補助建家</u> <u>原子炉格納容器</u>	機能	性能維持施設	<u>臨界防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u>	<u>燃料落下防止機能</u>	<u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>	<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>	<p>・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</p>
機能	性能維持施設																	
<u>放射線遮蔽機能</u>	<u>原子炉補助建家(補助遮蔽(使用済燃料ピット, 廃液蒸発装置室, 使用済樹脂貯蔵タンク室))</u> <u>原子炉容器周囲のコンクリート壁</u> <u>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</u>																	
<u>放射性物質漏えい防止機能</u>	<u>原子炉補助建家</u> <u>原子炉格納容器</u>																	
機能	性能維持施設																	
<u>臨界防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u>																	
<u>燃料落下防止機能</u>	<u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>																	
<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>																	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由										
6-1	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)		<p>「<u>臨界防止機能</u>」及び「<u>燃料落下防止機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>新燃料又は使用済燃料を取扱い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u></li> </ul> <p>「<u>除染機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>除染を行うことができる状態であること。</u></li> </ul> <p>b. <u>核燃料物質貯蔵施設</u>            廃止措置期間中は、<u>新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「水位及び漏えいの監視機能」、「浄化・冷却機能」及び「給水機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設を第6.3.3表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6.3.3表 核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 909 2404 1318"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 909 1798 955">機能</th> <th data-bbox="1798 909 2404 955">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 955 1798 1073"><u>臨界防止機能</u></td> <td data-bbox="1798 955 2404 1073"><u>新燃料貯蔵設備（新燃料ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット、使用済燃料ラック）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1073 1798 1190"><u>水位及び漏えいの監視機能</u></td> <td data-bbox="1798 1073 2404 1190"><u>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1190 1798 1276"><u>浄化・冷却機能</u></td> <td data-bbox="1798 1190 2404 1276"><u>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1276 1798 1318"><u>給水機能</u></td> <td data-bbox="1798 1276 2404 1318"><u>燃料取替用水タンク</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>核燃料物質貯蔵施設のうち、<u>使用済燃料ピット水浄化冷却設備については、廃止措置期間中は、燃料取替による使用済燃料は発生せず、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、使用済燃料ピットの冷却に必要な1系統を維持管理する。</u></p> <p>燃料取替用水タンクについては、<u>廃止措置期間中は、炉心への注入は不要となることから、「ほう素濃度」は維持管理しない。</u></p> <p>「<u>臨界防止機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u></li> <li>・<u>新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u></li> </ul>	機能	性能維持施設	<u>臨界防止機能</u>	<u>新燃料貯蔵設備（新燃料ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット、使用済燃料ラック）</u>	<u>水位及び漏えいの監視機能</u>	<u>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備）</u>	<u>浄化・冷却機能</u>	<u>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）</u>	<u>給水機能</u>	<u>燃料取替用水タンク</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実用炉規則の改正に伴う変更（記載の充実）</u></li> </ul>
機能	性能維持施設													
<u>臨界防止機能</u>	<u>新燃料貯蔵設備（新燃料ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット、使用済燃料ラック）</u>													
<u>水位及び漏えいの監視機能</u>	<u>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備）</u>													
<u>浄化・冷却機能</u>	<u>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）</u>													
<u>給水機能</u>	<u>燃料取替用水タンク</u>													

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由				
6-1	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)	<p>なお、使用済燃料を2号炉使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないと評価できることから、周辺公衆への影響は小さい。したがって、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故対策設備</u>は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「追補 「2. 維持管理に関する内容」の追補」にて補足する。</p>	<p><u>「水位及び漏えいの監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。</u></li> <li>・<u>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>「浄化・冷却機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料ピット水の冷却が可能な運転状態であること。</u></li> <li>・<u>使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>「給水機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>著しい漏えいがない状態であること。</u></li> </ul> <p>なお、使用済燃料を2号炉使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないと評価できることから、周辺公衆への影響は小さい。したがって、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備</u>は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「追補 「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補」にて補足する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</li> </ul>				
6-2		<p>c. <u>放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理するため、処理機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p>また、<u>放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、処理及び貯蔵の機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p>a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p><u>廃止措置期間中は、放射性気体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性気体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.4 表に示す。</u></p> <p>第 6.3.4 表 放射性気体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>補助建家排気筒</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</u></li> </ul> <p>b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p><u>廃止措置期間中は、放射性液体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.5 表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	補助建家排気筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「廃止措置計画審査基準」の改正に伴う変更</li> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (追補箇所変更の反映)</li> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</li> </ul>
機能	性能維持施設							
放射性廃棄物処理機能	補助建家排気筒							

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																		
6-2	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)		<p data-bbox="1507 237 2368 268"><u>第6.3.5表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 275 2407 940"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 275 1798 310"><u>機能</u></th> <th data-bbox="1798 275 2407 310"><u>性能維持施設</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 310 1798 940" rowspan="14"><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td data-bbox="1798 310 2407 346"><u>格納容器冷却材ドレンタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 346 2407 382"><u>補助建家冷却材ドレンタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 382 2407 417"><u>冷却材貯蔵タンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 417 2407 453"><u>補助建家機器ドレンタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 453 2407 489"><u>補助建家サンプタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 489 2407 525"><u>格納容器サンプ</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 525 2407 560"><u>廃液貯蔵タンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 560 2407 596"><u>廃液蒸発装置</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 596 2407 632"><u>廃液蒸留水脱塩塔</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 632 2407 667"><u>廃液蒸留水タンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 667 2407 703"><u>薬品ドレンタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 703 2407 739"><u>洗浄排水タンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 739 2407 774"><u>洗浄排水蒸発装置</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 774 2407 810"><u>洗浄排水蒸留水タンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 810 2407 846"><u>放水口</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1546 989 2407 1136"><u>冷却材貯蔵タンクについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</u></p> <p data-bbox="1546 1146 2407 1293"><u>廃液蒸発装置については、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</u></p> <p data-bbox="1546 1304 2407 1409"><u>廃液蒸発装置1基を維持管理することにあわせて、廃液蒸留水脱塩塔及び廃液蒸留水タンクは、放射性液体廃棄物の処理に必要な各2基を維持管理する。</u></p> <p data-bbox="1546 1419 2407 1535"><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔、洗浄排水蒸発装置及び放水口を除く）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul data-bbox="1605 1545 2095 1577" style="list-style-type: none"> <li><u>・著しい漏えいがない状態であること。</u></li> </ul> <p data-bbox="1546 1587 2407 1692"><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔及び洗浄排水蒸発装置）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul data-bbox="1605 1703 2243 1734" style="list-style-type: none"> <li><u>・放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。</u></li> </ul> <p data-bbox="1546 1745 2407 1818"><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（放水口）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul data-bbox="1605 1829 2392 1902" style="list-style-type: none"> <li><u>・放射性液体廃棄物の希釈・放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></li> </ul>	<u>機能</u>	<u>性能維持施設</u>	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>格納容器冷却材ドレンタンク</u>	<u>補助建家冷却材ドレンタンク</u>	<u>冷却材貯蔵タンク</u>	<u>補助建家機器ドレンタンク</u>	<u>補助建家サンプタンク</u>	<u>格納容器サンプ</u>	<u>廃液貯蔵タンク</u>	<u>廃液蒸発装置</u>	<u>廃液蒸留水脱塩塔</u>	<u>廃液蒸留水タンク</u>	<u>薬品ドレンタンク</u>	<u>洗浄排水タンク</u>	<u>洗浄排水蒸発装置</u>	<u>洗浄排水蒸留水タンク</u>	<u>放水口</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</li> </ul>
<u>機能</u>	<u>性能維持施設</u>																					
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>格納容器冷却材ドレンタンク</u>																					
	<u>補助建家冷却材ドレンタンク</u>																					
	<u>冷却材貯蔵タンク</u>																					
	<u>補助建家機器ドレンタンク</u>																					
	<u>補助建家サンプタンク</u>																					
	<u>格納容器サンプ</u>																					
	<u>廃液貯蔵タンク</u>																					
	<u>廃液蒸発装置</u>																					
	<u>廃液蒸留水脱塩塔</u>																					
	<u>廃液蒸留水タンク</u>																					
	<u>薬品ドレンタンク</u>																					
	<u>洗浄排水タンク</u>																					
	<u>洗浄排水蒸発装置</u>																					
	<u>洗浄排水蒸留水タンク</u>																					
<u>放水口</u>																						

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由										
6-2	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)	<p>d. <u>放射線管理施設については、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放出管理及び放射線監視の機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>c. <u>放射性固体廃棄物の廃棄設備</u>  <u>廃止措置期間中は、放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第6.3.6表に示す。</u></p> <p>第6.3.6表 <u>放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 512 2404 716"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射性廃棄物貯蔵機能</u></td> <td><u>使用済樹脂貯蔵タンク</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td><u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）</u> <u>ペイラ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ペイラについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性固体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性固体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</u></p> <p><u>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・著しい漏えいがない状態であること。</u></li> </ul> <p><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・放射性固体廃棄物を処理できる状態であること。</u></li> </ul> <p>(4) <u>放射線管理施設</u></p> <p>a. <u>発電用原子炉施設の放射線監視</u>  <u>廃止措置期間中は、発電用原子炉施設の放射線を管理するため、発電用原子炉施設の放射線を監視する「放射線監視機能」を有する設備を維持管理する。</u></p> <p>(a) <u>エリア・モニタ</u>  <u>作業等で人が立ち入る代表的なエリア及び作業により放射線レベルが変動する可能性のあるエリアのエリア・モニタを維持管理する。エリア・モニタの機能及び性能維持施設を第6.3.7表に示す。</u></p> <p>第6.3.7表 <u>エリア・モニタの機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 1633 2404 1755"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射線監視機能</u></td> <td><u>エリア・モニタ（ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近）</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>	<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）</u> <u>ペイラ</u>	機能	性能維持施設	<u>放射線監視機能</u>	<u>エリア・モニタ（ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</li> </ul>
機能	性能維持施設													
<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>	<u>使用済樹脂貯蔵タンク</u>													
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）</u> <u>ペイラ</u>													
機能	性能維持施設													
<u>放射線監視機能</u>	<u>エリア・モニタ（ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近）</u>													

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由									
6-2	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)		<p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線量当量率を測定できる状態であること。</li> <li>・警報設定値において警報が発信できる状態であること。</li> </ul> <p>(b) プロセス・モニタ</p> <p>管理区域内から管理区域外へ流体が移送される系統におけるプロセス・モニタを維持管理する。プロセス・モニタの機能及び性能維持施設を第6.3.8表に示す。</p> <p>第6.3.8表 プロセス・モニタの機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="1472 632 2407 716"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>プロセス・モニタ (補助蒸気ドレンモニタ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の濃度を測定できる状態であること。</li> <li>・警報設定値において警報が発信できる状態であること。</li> </ul> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>廃止措置期間中は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する必要があるため、環境へ放出する放射性物質を確認する「放出管理機能」を有する設備を維持管理する。環境への放射性物質の放出管理の機能及び性能維持施設を第6.3.9表に示す。</p> <p>第6.3.9表 環境への放射性物質の放出管理の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="1472 1192 2407 1356"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放出管理機能</td> <td>排気モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ, 格納容器排気筒ガスモニタ)</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助建家排気筒ガスモニタ及び格納容器排気筒ガスモニタについては、廃止措置期間中は、多重性は必要ないことから、環境へ放出する放射能の監視に必要な各1台を維持管理する。</p> <p>廃棄物処理設備排水モニタについては、廃止措置期間中は、液体廃棄物の廃棄設備である廃液蒸発装置1基を維持管理することにあわせ、環境へ放出する放射能の監視に必要な1台を維持管理する。</p> <p>「放出管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の濃度を測定できる状態であること。</li> <li>・警報設定値において警報が発信できる状態であること。</li> </ul>	機能	性能維持施設	放射線監視機能	プロセス・モニタ (補助蒸気ドレンモニタ)	機能	性能維持施設	放出管理機能	排気モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ, 格納容器排気筒ガスモニタ)	排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</li> </ul>
機能	性能維持施設												
放射線監視機能	プロセス・モニタ (補助蒸気ドレンモニタ)												
機能	性能維持施設												
放出管理機能	排気モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ, 格納容器排気筒ガスモニタ)												
	排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ)												

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																				
6-2	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)	<p>e. <u>換気設備については、使用済燃料の貯蔵管理、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で発電用原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、建家内の換気機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>c. <u>管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u>  <u>廃止措置期間中は、管理区域内で作業を行う必要があるため、放射線業務従事者の被ばく及び汚染の確認並びにエリア内の空気中の放射性物質濃度を確認する「放射線管理機能」を有する設備を維持管理する。管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理の機能及び性能維持施設を第6.3.10表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6.3.10表 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 590 2401 716"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 590 1798 636">機能</th> <th data-bbox="1798 590 2401 636">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 636 1798 716">放射線管理機能</td> <td data-bbox="1798 636 2401 716">放射線管理関係設備(出入管理室, 放射化学室, 放射能測定室)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射線管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。          ・<u>出入管理, 汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。</u></p> <p>(5) <u>解体中に必要なその他の施設</u></p> <p>a. <u>換気設備</u>  <u>廃止措置期間中は、使用済燃料の貯蔵管理及び搬出作業、放射性廃棄物の処理、放射性粉じん発生の可能性のある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する設備を維持管理する。換気設備の機能及び性能維持施設を第6.3.11表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6.3.11表 換気設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 1234 2401 1835"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 1234 1798 1276">機能</th> <th data-bbox="1798 1234 2401 1276">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 1276 1798 1835" rowspan="13">換気機能</td> <td data-bbox="1798 1276 2401 1318">原子炉格納容器給気ユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1318 2401 1360">原子炉格納容器給気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1360 2401 1402">原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1402 2401 1444">原子炉格納容器排気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1444 2401 1486">原子炉格納容器排気筒</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1486 2401 1528">補助建家給気ユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1528 2401 1570">補助建家給気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1570 2401 1612">補助建家排気フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1612 2401 1654">補助建家排気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1654 2401 1696">補助建家排気筒</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1696 2401 1738">放射線管理室給気ユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1738 2401 1780">放射線管理室給気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1798 1780 2401 1835">放射線管理室排気フィルタユニット 放射線管理室排気ファン</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放射線管理機能	放射線管理関係設備(出入管理室, 放射化学室, 放射能測定室)	機能	性能維持施設	換気機能	原子炉格納容器給気ユニット	原子炉格納容器給気ファン	原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット	原子炉格納容器排気ファン	原子炉格納容器排気筒	補助建家給気ユニット	補助建家給気ファン	補助建家排気フィルタユニット	補助建家排気ファン	補助建家排気筒	放射線管理室給気ユニット	放射線管理室給気ファン	放射線管理室排気フィルタユニット 放射線管理室排気ファン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実用炉規則の改正に伴う変更</u> (記載の充実)</li> </ul>
機能	性能維持施設																							
放射線管理機能	放射線管理関係設備(出入管理室, 放射化学室, 放射能測定室)																							
機能	性能維持施設																							
換気機能	原子炉格納容器給気ユニット																							
	原子炉格納容器給気ファン																							
	原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット																							
	原子炉格納容器排気ファン																							
	原子炉格納容器排気筒																							
	補助建家給気ユニット																							
	補助建家給気ファン																							
	補助建家排気フィルタユニット																							
	補助建家排気ファン																							
	補助建家排気筒																							
	放射線管理室給気ユニット																							
	放射線管理室給気ファン																							
	放射線管理室排気フィルタユニット 放射線管理室排気ファン																							

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由		
6-2	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)		<p><u>換気設備のうち補助建家排気ファンについては、廃止措置期間中は、補助建家の換気に必要な2台を維持管理する。</u></p> <p><u>放射線管理室給気ファン及び放射線管理室排気ファンについては、廃止措置期間中は、放射線管理室の換気に必要な各1台を維持管理する。また、放射線管理室排気フィルタユニットについては、廃止措置期間中は、よう素の放出量は無視できるため「放射線管理室のよう素除去機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</li> </ul>		
6-3		<p><u>f. 非常用電源設備については、発電用原子炉施設の安全確保上必要な設備への電源供給機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>b. 非常用電源設備</u></p> <p><u>廃止措置期間中は、使用済燃料を2号炉使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、外部電源喪失時においても冷却を行う必要がある。このため、外部電源喪失時に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第6.3.12表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6.3.12表 非常用電源設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、廃止措置期間中は、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1台を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動及び10秒以内の電圧確立機能」及び「自動給電機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（ディーゼル発電機）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>性能維持施設（海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（使用済燃料ピットポンプ））へ電源を供給できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>蓄電池については、廃止措置期間中は、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1組を維持管理する。</u></p>	機能		性能維持施設	電源供給機能
機能	性能維持施設					
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池					

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由				
6-3	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)	<p>g. <u>その他原子炉補機冷却水設備等の安全確保上必要な設備については、それぞれの設備に要求される機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>性能維持施設（ディーゼル発電機）へ電源を供給できる状態であること。</u></li> </ul> <p>c. <u>その他の安全確保上必要な設備</u>  <u>廃止措置期間中は、b. で記載したとおり、安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、「冷却機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.13表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6.3.13表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 709 2404 915"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 709 1798 751">機能</th> <th data-bbox="1798 709 2404 751">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 751 1798 915">冷却機能</td> <td data-bbox="1798 751 2404 915"> <u>原子炉補機冷却水冷却器</u>  <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u>  <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u>  <u>海水ポンプ</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）については、廃止措置期間中は、事故時等に原子炉を安全に停止するための設備を冷却する必要はなく、また、海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、1台又は1基を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピットの冷却についても時間的余裕が十分にあるため、原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「冷却機能」を有する性能維持施設（原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>性能維持施設（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）へ冷却水を供給できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>「冷却機能」を有する性能維持施設（海水ポンプ）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>性能維持施設（原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機）へ海水を供給できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>また、廃止措置期間中は、外部電源喪失時においても作業者が建家から安全に避難できるよう、安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.14表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	冷却機能	<u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> <u>海水ポンプ</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実用炉規則の改正に伴う変更（記載の充実）</u></li> </ul>
機能	性能維持施設							
冷却機能	<u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> <u>海水ポンプ</u>							

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-3	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)	<p>h. 管理区域の区分, 立入制限及び保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>i. 維持管理を行う放射線管理施設を用いて, 発電用原子炉施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。</p> <p>j. 発電用原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じる。</p> <p>k. <u>消火設備については, 必要な機能及び性能を維持管理するとともに, 火災防護のために必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>第6.3.14表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 310 2404 394"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 310 1798 352">機能</th> <th data-bbox="1798 310 2404 352">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 352 1798 394">照明機能</td> <td data-bbox="1798 352 2404 394">非常照明</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は, 以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・非常照明が点灯できる状態であること。</u></li> </ul> <p>(6) <u>検査・校正</u> 性能維持施設に対する検査・校正については, <u>保安規定に管理の方法を定めて実施する。</u></p> <p>(7) <u>その他の安全対策</u></p> <p>a. 管理区域の区分, 立入制限及び保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>b. 維持管理を行う放射線管理施設を用いて, 発電用原子炉施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。</p> <p>c. 発電用原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じる。</p> <p>d. <u>放射線障害防止の観点から, 火災の防護については, 廃止措置期間中は, 火気作業や可燃物を取り扱う必要があることから「消火機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全対策の機能及び性能維持施設を第6.3.15表に示す。</u></p> <p><u>第6.3.15表 その他の安全対策の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 1192 2404 1276"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 1192 1798 1234">機能</th> <th data-bbox="1798 1192 2404 1234">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 1234 1798 1276">消火機能</td> <td data-bbox="1798 1234 2404 1276">消火栓 (管理区域内)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>また, 可燃性物質が保管される場所にあつては, 火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じることが必要なため, 火災防護のための措置を定めて実施する。</u></p> <p><u>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は, 以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・消火栓から放水できる状態であること。</u></li> </ul>	機能	性能維持施設	照明機能	非常照明	機能	性能維持施設	消火機能	消火栓 (管理区域内)	<p>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</p>
機能	性能維持施設											
照明機能	非常照明											
機能	性能維持施設											
消火機能	消火栓 (管理区域内)											

注) 下線及び点線枠は, 補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-3	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)		<p>4. <u>性能維持施設の維持期間</u></p> <p>(1) <u>建家及び構造物</u>  <u>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐために必要な「放射性物質漏えい防止機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</u>  <u>周辺公衆及び放射線業務従事者が受ける被ばくを低くするために必要な「放射線遮蔽機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで又は線源となる設備の解体が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u></p> <p>a. <u>核燃料物質取扱施設</u>  <u>新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」並びに性能は、2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料又は使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>b. <u>核燃料物質貯蔵施設</u>  <u>使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「浄化・冷却機能」、「給水機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びに性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u>  <u>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p>a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u>  <u>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u>  <u>放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>c. <u>放射性固体廃棄物の廃棄設備</u>  <u>放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能並びに放射性固体廃棄物の貯蔵のために必要な「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能は、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-3	添付書類六 2. 維持管理に関する内容 (続き)	<p>(2) <u>原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降</u> 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降については、<u>原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</u></p> <p>(3) <u>その他</u> 解体対象施設を活用し、廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で、例えば解体対象施設から試料採取等を実施する場合は、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。</p>	<p>(4) <u>放射線管理施設</u></p> <p>a. <u>発電用原子炉施設の放射線監視</u> 発電用原子炉施設の放射線を管理するために必要な「<u>放射線監視機能</u>」及び性能は、<u>関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。</u></p> <p>b. <u>環境への放射性物質の放出管理</u> 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出するために必要な「<u>放出管理機能</u>」及び性能は、<u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>c. <u>管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u> 放射線業務従事者の被ばく管理に必要な「<u>放射線管理機能</u>」及び性能は、<u>管理区域を解除するまで維持管理する。</u></p> <p>(5) <u>解体中に必要なその他の施設</u></p> <p>a. <u>換気設備</u> 管理区域内の空気浄化に必要な「<u>換気機能</u>」及び性能は、<u>管理区域を解除するまで維持管理する。</u></p> <p>b. <u>非常用電源設備</u> 外部電源喪失時に安全確保のために必要な「<u>電源供給機能</u>」及び性能は、<u>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>c. <u>その他安全確保上必要な設備</u> 使用済燃料を冷却するために必要な「<u>冷却機能</u>」及び性能は、<u>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> また、外部電源喪失時に作業者の安全確保のために必要な「<u>照明機能</u>」及び性能は、<u>各建家を解体する前まで維持管理する。</u></p> <p>(6) <u>その他の安全対策</u></p> <p>a. <u>火災防護</u> 放射線障害防止の観点から、火災の防護に必要な「<u>消火機能</u>」及び性能は、<u>各建家を解体する前まで維持管理する。</u></p> <p>5. <u>その他</u> 解体対象施設を活用し、廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で、例えば解体対象施設から試料採取等を実施する場合は、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。</p>	<p>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																		
6-4	第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間	<p style="text-align: center;">第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (1/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 15%;">設備等の区分</th> <th style="width: 15%;">設備(建家)名称<sup>※1</sup></th> <th style="width: 10%;">維持台数<sup>※2</sup></th> <th style="width: 15%;">維持機能</th> <th style="width: 30%;">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電用原子炉施設一般構造</td> <td rowspan="2">その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建家</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> <td>1式 1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">放射線遮蔽体  核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>炉心支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家クレーン</td> <td>1台</td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料エレベータ</td> <td>1台</td> <td>除染機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>除染装置</td> <td>1台</td> <td>除染機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。          ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。          ※3：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まず。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間	発電用原子炉施設一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	1式	放射線遮蔽機能	線源となる設備の解体が完了するまで	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式 1式	放射線物質漏えい防止機能	管理区域を解除するまで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮蔽体  核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1台	放射線遮蔽機能	炉心支持構造物等の解体が完了するまで	補助建家クレーン	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	新燃料エレベータ	1台	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	除染装置	1台	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更                      (「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間																																	
発電用原子炉施設一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	1式	放射線遮蔽機能	線源となる設備の解体が完了するまで																																	
		原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式 1式	放射線物質漏えい防止機能	管理区域を解除するまで																																	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮蔽体  核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1台	放射線遮蔽機能	炉心支持構造物等の解体が完了するまで																																	
		補助建家クレーン	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																	
		新燃料エレベータ	1台	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																	
		除染装置	1台	除染機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																
6-5	第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称<sup>※1</sup></th> <th>維持台数<sup>※2</sup></th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1個</td> <td>臨界防止機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備</td> <td>1式</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</td> <td>1系統</td> <td>給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1基</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。          ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。          ※3：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピット	1個	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ラック	1式	水位及び漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1式	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉冷却系統施設	その他の主要な事項	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1系統	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料取替用水タンク	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水冷却器	1基			原子炉補機冷却水ポンプ	1台					原子炉補機冷却水サージタンク	1基				<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更 (「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間																																															
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																															
		使用済燃料ピット	1個	臨界防止機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																															
		使用済燃料ラック	1式	水位及び漏えいの監視機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																															
		使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1式	浄化・冷却機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																															
原子炉冷却系統施設	その他の主要な事項	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1系統	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																															
		燃料取替用水タンク	1基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																															
		原子炉補機冷却水冷却器	1基																																																	
		原子炉補機冷却水ポンプ	1台																																																	
		原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																																	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																										
6-6	第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p>第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称<sup>※1</sup></th> <th>維持台数<sup>※2</sup></th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">放射性廃棄物の施設</td> <td rowspan="15">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家サンプタンク</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器タンク<sup>※3</sup></td> <td>3基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク<sup>※3</sup></td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置<sup>※3</sup></td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水脱塩塔<sup>※3</sup></td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク<sup>※3</sup></td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク<sup>※3</sup></td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク<sup>※3</sup></td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置<sup>※3</sup></td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸留水タンク<sup>※3</sup></td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放水口<sup>※3</sup></td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※3</sup></td> <td>16基</td> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置)<sup>※3</sup></td> <td>各1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペイラ<sup>※3</sup></td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。          ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。          ※3：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間	放射性廃棄物の施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	格納容器冷却材ドレンタンク	1基			補助建家冷却材ドレンタンク	1基			冷却材貯蔵タンク	1基			補助建家機器ドレンタンク	2基			補助建家サンプタンク	1基			格納容器サンプ	1基			格納容器タンク <sup>※3</sup>	3基			廃液貯蔵タンク <sup>※3</sup>	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液蒸発装置 <sup>※3</sup>	2基			廃液蒸留水脱塩塔 <sup>※3</sup>	2基			廃液蒸留水タンク <sup>※3</sup>	1基			薬品ドレンタンク <sup>※3</sup>	2基			洗浄排水タンク <sup>※3</sup>	2基			洗浄排水蒸発装置 <sup>※3</sup>	1基			洗浄排水蒸留水タンク <sup>※3</sup>	2基			放水口 <sup>※3</sup>	1式			固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※3</sup>	16基	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置) <sup>※3</sup>	各1基	放射性廃棄物処理機能		ペイラ <sup>※3</sup>	1基				<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更                      (「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間																																																																																									
放射性廃棄物の施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																									
		格納容器冷却材ドレンタンク	1基																																																																																											
		補助建家冷却材ドレンタンク	1基																																																																																											
		冷却材貯蔵タンク	1基																																																																																											
		補助建家機器ドレンタンク	2基																																																																																											
		補助建家サンプタンク	1基																																																																																											
		格納容器サンプ	1基																																																																																											
		格納容器タンク <sup>※3</sup>	3基																																																																																											
		廃液貯蔵タンク <sup>※3</sup>	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																									
		廃液蒸発装置 <sup>※3</sup>	2基																																																																																											
		廃液蒸留水脱塩塔 <sup>※3</sup>	2基																																																																																											
		廃液蒸留水タンク <sup>※3</sup>	1基																																																																																											
		薬品ドレンタンク <sup>※3</sup>	2基																																																																																											
		洗浄排水タンク <sup>※3</sup>	2基																																																																																											
		洗浄排水蒸発装置 <sup>※3</sup>	1基																																																																																											
洗浄排水蒸留水タンク <sup>※3</sup>	2基																																																																																													
放水口 <sup>※3</sup>	1式																																																																																													
固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※3</sup>	16基	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																									
		ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置) <sup>※3</sup>	各1基	放射性廃棄物処理機能																																																																																										
		ペイラ <sup>※3</sup>	1基																																																																																											

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																														
6-7	第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p style="text-align: center;">第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (4/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">施設区分</th> <th style="width: 15%;">設備等の区分</th> <th style="width: 20%;">設備(建家)名称<sup>※1</sup></th> <th style="width: 10%;">維持台数<sup>※2</sup></th> <th style="width: 15%;">維持機能</th> <th style="width: 30%;">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">放射線管理 施設</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">屋内管理用の 主要な設備</td> <td>エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近) プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ) 放射線管理関係設備<sup>※3</sup></td> <td style="text-align: center;">各1台 1台 1式</td> <td style="text-align: center;">放射線監視機能 放射線管理機能</td> <td style="text-align: center;">関連する設備の供用が終了するまで 管理区域を解除するまで 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで 放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">屋外管理用の 主要な設備</td> <td>排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ) 排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ)<sup>※3</sup></td> <td style="text-align: center;">各1台 1台</td> <td style="text-align: center;">放出管理機能</td> <td style="text-align: center;">放射性物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能を除く。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">原子炉格納 施設</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">換気機能</td> <td style="text-align: center;">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他の主要 な事項</td> <td>原子炉格納容器給気ユニット</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器給気ファン</td> <td style="text-align: center;">2台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td style="text-align: center;">2台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器排気筒</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。          ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。          ※3：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間	放射線管理 施設	屋内管理用の 主要な設備	エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近) プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ) 放射線管理関係設備 <sup>※3</sup>	各1台 1台 1式	放射線監視機能 放射線管理機能	関連する設備の供用が終了するまで 管理区域を解除するまで 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで 放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	屋外管理用の 主要な設備	排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ) 排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) <sup>※3</sup>	各1台 1台	放出管理機能	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	原子炉格納 施設	構造	原子炉格納容器	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	その他の主要 な事項	原子炉格納容器給気ユニット	1基			原子炉格納容器給気ファン	2台			原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット	1基			原子炉格納容器排気ファン	2台					原子炉格納容器排気筒	1基				<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更 (「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間																																													
放射線管理 施設	屋内管理用の 主要な設備	エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近) プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ) 放射線管理関係設備 <sup>※3</sup>	各1台 1台 1式	放射線監視機能 放射線管理機能	関連する設備の供用が終了するまで 管理区域を解除するまで 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで 放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																													
	屋外管理用の 主要な設備	排気モニタ(補助建家排気筒ガスモニタ、格納容器排気筒ガスモニタ) 排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) <sup>※3</sup>	各1台 1台	放出管理機能	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能を除く。)																																													
原子炉格納 施設	構造	原子炉格納容器	1基	換気機能	管理区域を解除するまで																																													
	その他の主要 な事項	原子炉格納容器給気ユニット	1基																																															
		原子炉格納容器給気ファン	2台																																															
		原子炉格納容器排気フィルタ・ユニット	1基																																															
		原子炉格納容器排気ファン	2台																																															
		原子炉格納容器排気筒	1基																																															

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																												
6-8	第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (続き)	<p style="text-align: center;">第6.2.1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (5/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称<sup>※1</sup></th> <th>維持台数<sup>※2</sup></th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納施設</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>補助建家給気ユニット</td> <td>1基</td> <td rowspan="4">換気機能</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ファン</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファンユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1台</td> <td>電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> <td>電源供給機能</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他主要施設</td> <td rowspan="4">原子炉補機冷却海水設備</td> <td>放射線管理室給気ユニット<sup>※3</sup></td> <td>1基</td> <td rowspan="4">換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td rowspan="4">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ファン<sup>※3</sup></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファンユニット<sup>※3</sup></td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン<sup>※3</sup></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td rowspan="2">非常照明</td> <td>原子炉格納容器排気筒<sup>※3</sup></td> <td>1基</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1式</td> <td>消火機能</td> <td>各建家を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>各建家を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。          ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。          ※3：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含まれる。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間	原子炉格納施設	その他の主要な事項	補助建家給気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	補助建家給気ファン	2台	補助建家排気ファンユニット	2基	補助建家排気ファン	2台	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池	1組	電源供給機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)		その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	放射線管理室給気ユニット <sup>※3</sup>	1基	換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで	放射線管理室給気ファン <sup>※3</sup>	1台	放射線管理室排気ファンユニット <sup>※3</sup>	1基	放射線管理室排気ファン <sup>※3</sup>	1台	消火設備	非常照明	原子炉格納容器排気筒 <sup>※3</sup>	1基	換気機能	管理区域を解除するまで	消火栓	1式	消火機能	各建家を解体する前まで				1式	照明機能	各建家を解体する前まで		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更 (「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 <sup>※1</sup>	維持台数 <sup>※2</sup>	維持機能	維持期間																																																											
原子炉格納施設	その他の主要な事項	補助建家給気ユニット	1基	換気機能	管理区域を解除するまで																																																											
		補助建家給気ファン	2台																																																													
		補助建家排気ファンユニット	2基																																																													
		補助建家排気ファン	2台																																																													
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																											
		蓄電池	1組	電源供給機能	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																											
		海水ポンプ	1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)																																																												
その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	放射線管理室給気ユニット <sup>※3</sup>	1基	換気機能(放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																											
		放射線管理室給気ファン <sup>※3</sup>	1台																																																													
		放射線管理室排気ファンユニット <sup>※3</sup>	1基																																																													
		放射線管理室排気ファン <sup>※3</sup>	1台																																																													
	消火設備	非常照明	原子炉格納容器排気筒 <sup>※3</sup>	1基	換気機能	管理区域を解除するまで																																																										
			消火栓	1式	消火機能	各建家を解体する前まで																																																										
				1式	照明機能	各建家を解体する前まで																																																										

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
6-追-36	<p>追補 (添付書類六) IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について 第2図 評価地点の概略図</p>	<p style="text-align: center;">第2図 評価地点の概略図</p>	

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
6-追-36	追補 (添付書類六) IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について 第2図 評価地点の概略図 (続き)	<p style="text-align: center;">第2図 評価地点の概略図</p>	・最新図面の反映

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
7-1	添付書類七 2. 資金調達計画	<p>2. 資金調達計画</p> <p>廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、2号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積積立額（平成30年度末現在）は、約348億円である。</p> <p>今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積額の全額を積み立てる計画である。</p>	<p>2. 資金調達計画</p> <p>廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、2号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積積立額（令和元年度末現在）は、約354億円である。</p> <p>今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積額の全額を積み立てる計画である。</p>	<p>・記載の適正化 (最新値の反映)</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
8-1	添付書類八 2. 廃止措置に係る経験	<p>2. 廃止措置に係る経験</p> <p>当社は、昭和52年9月に伊方発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計3基の原子力発電所の運転を41年余り行っており、発電用原子炉施設の運転及び保守について、多くの<u>保守管理</u>、放射線管理等の経験及び実績を有している。</p> <p>廃止措置の実施に当たる組織は、これらの経験を有する者で構成し、これまでの発電用原子炉施設の運転及び保守における経験を活かすとともに、国内外における廃止措置の調査も踏まえ、廃止措置期間において適切な解体撤去、設備の維持管理、放射線管理等を安全に実施する。</p>	<p>2. 廃止措置に係る経験</p> <p>当社は、昭和52年9月に伊方発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計3基の原子力発電所の運転を41年余り行っており、発電用原子炉施設の運転及び保守について、多くの<u>施設管理</u>、放射線管理等の経験及び実績を有している。</p> <p>廃止措置の実施に当たる組織は、これらの経験を有する者で構成し、これまでの発電用原子炉施設の運転及び保守における経験を活かすとともに、国内外における廃止措置の調査も踏まえ、廃止措置期間において適切な解体撤去、設備の維持管理、放射線管理等を安全に実施する。</p>	<p>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映)</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
9-1	添付書類九	<p>添付書類九 <u>品質保証計画</u>に関する説明書</p> <p>廃止措置期間中における品質保証計画については、「原子炉等規制法」第43条の3の22第1項、「<u>実用炉規則</u>」第69条、第70条、第71条及び第92条第3項に基づき、<u>保安規定において、社長をトップマネジメントとする品質保証計画</u>を定め、<u>保安規定、原子力発電所品質保証規程及び原子力発電所品質保証基準並びにそれらに基づく下部規程により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</u></p> <p><u>また、廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。</u></p> <p><u>「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す廃止措置期間中に機能を維持すべき設備の保守管理等の廃止措置に係る業務は、品質保証計画の下で実施する。</u></p>	<p>添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u>に関する説明書</p> <p>1. <u>概要</u>          廃止措置期間中における原子力安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子炉設置許可申請書 十一</u>」に基づき、<u>廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、保安規定の品質マネジメントシステム計画に定める。</u>  <u>品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。また、機能を維持すべき設備、その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務は、品質マネジメントシステム計画の下で実施する。</u></p> <p>2. <u>品質マネジメントシステム</u>          (1) <u>当社の品質マネジメントシステムに基づき、発電用原子炉施設を運営管理する各部門(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u>          (2) <u>組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にする</u>とともに、<u>そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u>          a. <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。</u>          b. <u>プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。</u>          c. <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</u>  <u>なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</u>          d. <u>プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</u>          e. <u>プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u>          f. <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</u>          g. <u>プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映)</li> <li>・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
-	添付書類九 (続き)		<p><u>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p><u>(3) 組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指すことにより、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p><u>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p><u>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p><u>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p><u>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p><u>e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p><u>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p><u>g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p><u>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p><u>(4) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p><u>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>3. 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p><u>(1) 品質方針を定めること。</u></p> <p><u>(2) 品質目標が定められているようにすること。</u></p> <p><u>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</u></p> <p><u>(4) マネジメントレビューを実施すること。</u></p> <p><u>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</u></p> <p><u>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u></p>	<p>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。



伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	添付書類九 (続き)		<p><u>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</u></p> <p><u>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p>4. <u>個別業務に関する計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>4.1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a. <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</u></p> <p>b. <u>機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p>c. <u>機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p>d. <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準</u></p> <p>e. <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p><u>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</u></p> <p>4.2 <u>個別業務の実施</u></p> <p><u>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p><u>(1) 発電用原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u></p> <p><u>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u></p> <p><u>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u></p> <p><u>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u></p> <p><u>(5) 監視測定を実施していること。</u></p>	<p>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
-	添付書類九 (続き)		<p><u>(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p><u>4.3 評価及び改善</u></p> <p><u>4.3.1 監視測定、分析、評価及び改善</u>  <u>組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u></p> <p><u>4.3.2 不適合の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。）。</u></p> <p><u>(2) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p><u>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p><u>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと。</u></p> <p><u>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p><u>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(2)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>4.3.3 改善</u>  <u>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p><u>5. 廃止措置に係る業務</u>  <u>廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。廃止措置に係る工事、性能維持施設の施設管理等の廃止措置計画に基づく活動は、品質マネジメントシステム計画の下で実施する。</u></p>	<p>・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)</p>

注) 下線及び点線枠は、補正事項に含まない。